

The Kansai University Bulletin

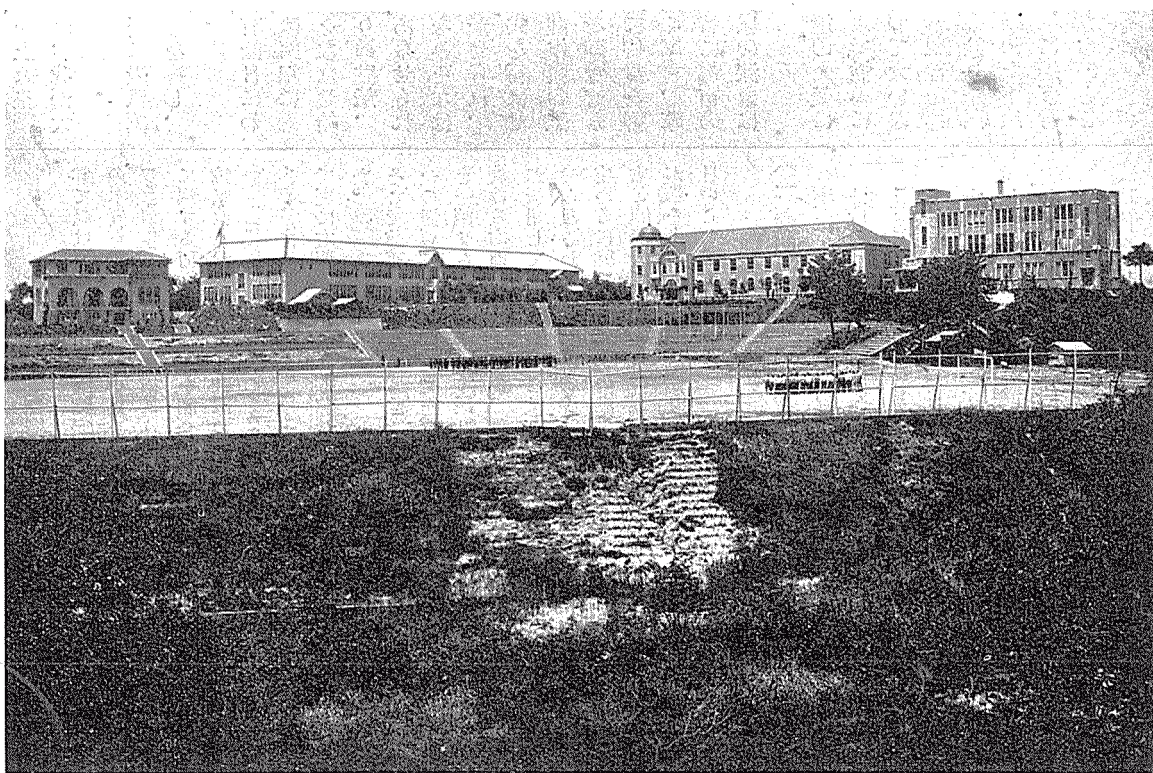
Osaka, June 15th, 1929 No. 70

報學山里千

行發日五十月六

號十七第

年四和昭



景全舍學山里千るせ浴に榮光の遣差御從侍

阪大

番九四〇一(堀佐土)
番三二一(田吹) 話電

局報學學大西關

座口金貯替振
番五七八二一阪大

千里山學報

第七十號

目次

挿繪	侍從御差遣の光榮に浴せる千里山學會全
景(表紙)	本學へ御到着の岡本侍從——授業參
觀を終へさせられたる岡本侍從——校庭に於ける	
岡本侍從——御歸還あらせらるる岡本侍從——國	
際聯盟本學支部新入部員記念攝影——故鈴木氏追	
悼射擊會記念攝影——俳句會第一回例會記念攝影	
發明の概念	關西大學教授 野村 次夫
奴隸制度の意義	關西大學講師 辰 巳 經 世
歷史的時間の問題	關西大學講師 菅 守 常
學内報——侍從御差遣——御親閱式參加——水上奉	
迎部隊參加——御親閱の光榮に浴せる馬術部員——	
天覽劍道並陸上競技參加——臨時協議員開催——	
理事監事移動——協議員増員——講師囑任——	
講師辭任——大阪市會議員當選の本學關係者——	
教職員動靜——本年度學級委員長任命——附屬關西	
甲種商業學校彙報——附屬第二商業學校彙報	
校友 彙報	
學生 彙報	
敏夫松村先生の思出	校友 三 浦 岩 松
千里山回顧	霜 村 盛 郷
金融資本(三)	瀬 戸 健 助
雜 錄	

卷一 頭 言

維時昭和四年六月四日、御聖文武今上天皇陛下には、親しく鳳鶴を柱けさせられ、我が大阪市に行幸遊ばさる。

時恰も初夏、蒼空に瑞光漲り、綠蔭に微風薫る。今聖駕を迎へて眼のあたり天顔を拜し、萬戸天恩に潤ひ、億兆歡喜に満つ。

今上天皇陛下このたびの行幸、十有餘日にわたりて御途上八丈島、大島、さては南紀に御立寄りあらせられ、普く民情をみそなはせ給ひ特に大阪に於いては三日にわたり御駐輦、或は工場、學校、官公衙等に臨幸あらせられ親しく諸般の事業社會施設の實際をみそなはせ給ひ、學問の研究に大御心を注がせられ、或は近府縣學生青年子女の御親閱式を行はせられたるのみならず、國民の元氣御作興の聖慮より學生の武術試合、運動競技を御覽せられ、近在各皇陵竝に幾多の諸施設に侍從を御差遣遊ばさるるなど、大御心の深く厚き、草莽の臣に及び、率土の濱に普し。特に都市の健全なる發達に關して垂れ給ふ宸慮の深きは拜するに及ばざるなり。

我が關西大學また忝くも侍從御差遣の光榮に浴し、優渥なる聖旨を賜はる。謹んで惟ふに國家百年の大計は文教の如何に與つて大いなるものあり。畏くも至尊の優渥なる聖旨を拜し、大御心常にここに注がせ給ふの餘り今回の侍從御差遣となりしを思へば、學の上下感激措く能はず、光榮何ものにかこれに過ぎむ實に我が學園の歴史に没すべからざるのところにたり。

謹んで聖旨を奉體し、筆を洗つて茲に録し、以て奉迎の微衷を披瀝し、卷頭の辭となす。

發明の概念

關西大學教授 野村次夫

嘗て私は本學報第五十五號(昭和三年一月)に「發明の本質を論ず」云ふ小稿を寄せ、コーラー教授著 *Lehrbuch des Patentrechts*, 1908 に據り發明の本質に關する同教授の所論を紹介したことがあるが、其後私はイザイ氏特許法註釋の新版 (Dr. Hermann Jazy: *Patentrecht und Gesetz betreffend den Schutz von Gebrauchsmustern*, Berlin, 1926) を手にしたので更に右舊稿に關係ある部分を一讀するの機會を得た。

そこで前稿を補充する意味で右註釋書に基き再び同一の問題に關し茲に一文を草する次第である。本文を一讀せらるればわかる通り、右註釋書には最近に於ける右問題に關する獨、佛、英、米の諸學者の説が引用してあるので之に依り大體右學說の傾向も察せられるわけで、我が特許法に於ける發明の概念を定めるに就ても何等かの參考になること信ずる。右と關聯して我が學者の説を引用する積りであつたが稿を急いだ爲其の暇がなかつたが之はいづれ又他日のこととす。

(一)發明の定義。獨逸特許法第一條には「特許權は工業的利用の可能なる新規なる發明に對し附與す」(*Patente werden erteilt für neue Erfindungen, welche eine gewerbliche Verwertung gestatten* 第二項以下省略)と定めて居るので右特許法は發明自體の何たるかに就ては有權解釋をして居らぬわけで此の點は學說判例に委せて居ると見るべきである。從て發明の何たるかに對する見解は時代と共に推移すると見るべきで、發明審査の任に當る者は其の審査の時に於て妥當なる發明の定義に基き發明の有無を定めね

ばならぬ(R.G. v. 4. 3. 1889.)此點に於ては勿論我が特許法も同一であらう。即ち同第一條には「新規ナル工業的發明ヲ爲シタル者ハ其ノ發明ニ付本法ニ依リ特許ヲ受クルコトヲ得」とあつて前掲獨逸特許法の規定と全く同一である。

ところが發明に定義を與ふると云ふことに就て之を可能なりとの前提の下に掲げて居るもの(例へば古くは Schanze, *Recht der Erfindungen* S. 27. Note 6. 近く Die Definitionen von E. Müller, L. Fischer, *Betriebsverfahren* S. 4, Müller-Liebenau, *Wesen der Erfindung* 1924, S. 253)ある一方又發明の概念の中には價值判斷の要素が當然入るから之を定義することは不可能なりと爲すもの(Reik, *Begriff der patent-fäh. Problemlösung*, Monber, das Irrat im Begriff d. Erf. Roff, *Patent Essentials*, 1922 S. 47)もある。が結局は發明概念を各種の要素に分析し、其各各に就き定義的に定めらるるものと然らざるものとを區別し、後者に就ては個個の具體的の案件の判斷に標準となるべき事柄を決定して置くこと云ふのが學者の任務であらう。

(二)特許を附與せらるべき發明。最も廣義に於て發明とは人類行為の表象たる思想を見出すこと(die Auffindung eines Gedankens, einer Vorstellung menschlichen Handelns)である。速記術(Stenographie)の發明と云ふが如き場合は之である。然しながら斯る廣義の發明の範圍の中で特許權を附與せらるるは特に工業的に利用の可能なる思想のみである。所謂「工業上に利用し

明」の意義に就ては通説は所謂技術的行爲 (technisches Handeln) 即ち自然力の利用に依つて技術上の問題 (technische Aufgabe) を解決 (Lösung) することとを對象とせる發明にして且つそれが一定の目的 (Zweck) 即ち人類の何等かの社會的慾望を充足するに役立つものたることを要する (P.A. v. 12. 6. 1914.) 「茲に謂ふ問題 (Aufgabe) 目的 (Zweck) の意味は必ずしも用語例が一致して居るとは謂へぬ。人に依つては茲に謂ふ technische Aufgabe のことを technischer Zweck とも謂ふ。然し兩者の區別は特許法上必要であるから用語例も一定するを要する」

次に特許權を附與せらるべき發明は左の如き因果關係の連結から成る。

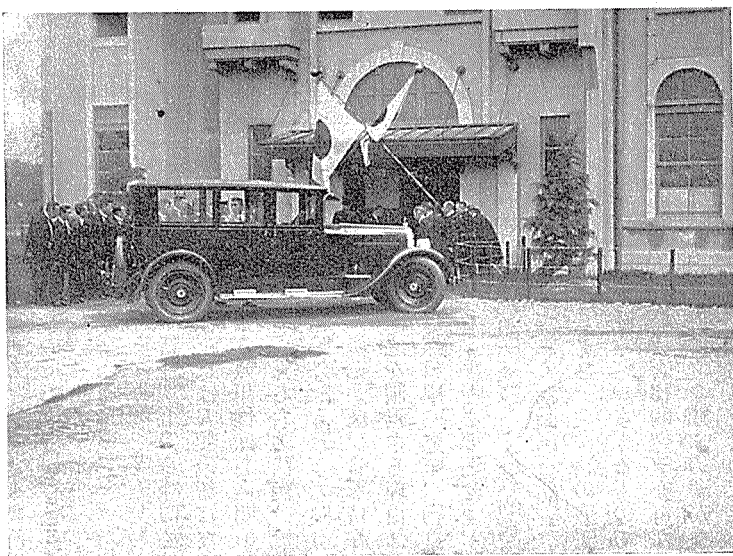
(一) 技術的問題 (technische Aufgabe od. Problem) の解決 (技術的原因—技術的效果)

(二) 社會的慾望の充足 (技術的原因—社會的效果)

右二つの因果關係の連結は第一

一の因果關係に於ける效果が第二の因果關係に於ける原因と成ることに依つて成立するこの二つの因果關係は各各性質を異にする即ち前者は自然科學的因果關係であり、後者は精神科學的因果關係である。後者は所謂因果關係となし得べきや否や一應問題

ではあるが一方我々は或る目的の到達と云ふことを因果的の考察形式にあてはめる場合には手段 (Mittel) を原因 (Ursache) とし目的 (Zweck) を效果 (Wirkung) とすること慣れて居るから右の因果關係も必ずしも否定するの要はない。然しながら斯る因果



從 侍 本 岡 の 著 到 御 に 學 本

關係が所謂溯源的意義 (geneitische Bedeutung) を有せざることは事實である。何となれば凡ての發明が先第一に一定の目的に到底せらるべき技術的手段に始まり次で社會的效果の發生に及ぶとは限らぬ。故に此の部分に就ては因果關係は完成せられたる發

明概念の分析の結果であると謂はねばならぬ。

(三) 新規なる發明。法律は新規なる發明 (neue Erfindung) のみに特許權を附與すること爲して居る。此の場合の新規性 (die Neuheit) と云ふことは單に既存のものとは別物であると云ふだけでは十分なりとせぬ其以外に當該發明の効果から觀て精神的貢獻の要素、技術上の進歩と云ふ要素が必要である。即ち「新規なる發明」と云ふ意味には價值判斷が含まれて居らねばならぬのである。

一體法律は新規性 (Neuheit) と發明的性質 (Erfindungscharakter) と云ふ二つの要件を發明と云ふ概念の中に含ましめて居るのであるか或は之を新規と云ふ一つの概念の中に含ましめて居るのであるか將又新規なる發明と云ふ概念を不可分のものとして居るのであるかと云ふことに就ては争がある。

(Robolski, Theorie u. Prax. S. 27. Schanze, Recht d. Erf. S. 345, Danne, Patentrecht, S. 175) がいづれにするも結果に於てはたいして變りはない。即ち實際問題としては發明的性質の有無に關する審査と新規性の有無に關する審査とは分離することは出来ぬ (Danne-Lutter, Patent S. 179) 最も妥當なる解釋は獨特許法第一條に謂ふ「新規」なる文字は單に第二條との關係に於て、詳言すれば「發明」の審査に當りては其の比較の對象として新規性 (勿論其の發明的性質も) と云ふことに基礎を置かねばならぬと云ふことを指示したものとして爲すべきである。

發明を一の思想 (Gedanken) なり、觀念

(Vorstellung) なりと云ふことに對しては反對がある (E. Müller) 其の理由は思想乃至觀念は常に一定の主體と結合せられて居ると云ふのである。即ち一の物件は其の物體の概念と同一視すべきものではない、物體は其自體としては其主體より獨立して存在せるものであるから、無體の發明と雖も其の發明の概念と共に一の獨立の存在を有すべしと云ふのその考方である。然し此の比較は當らない。何とならば發明は自然法則上の現象の一過程たるのではなく、寧ろ常に自然力を誘導し又は少くとも之を解決する處の人類の行爲に結合せられたものである。從て人類の精神より獨立した物自體としての發明と云ふものは存在しない。勿論發明は個個の發明者の個性から離れた別個の觀念である。斯る考方の方が通説である。

(四) 發明と發見。發明と發見 (Entdeckung) との區別は技術上の問題解決が目的と結合した點に存する。一の新たな問題解決を見出したことはそれが單に觀念の世界を擴張したに過ぎざる限り發見である。此の發見が一の目的に關聯せしめられて始めて發明となるのである。即ち凡ての發明は之を單に問題解決としてのみ觀察する限り發見である。故に單なる技術的問題の解決を見出すと云ふことで之が何等人類の慾望充足に適するものとして觀念せられざる時は單に發見にして發明ではない。從て特許權を附與せられぬ (R.G. v. 4. 3. 1903) 又時には物理乃至化學的法則の發見が困難なのであつて之へ發見されれば之が應用は容易で

あると云ふ場合もある。斯る場合には他の發明の要件が存する以上右法則の發見自體が發明である(RG. v. II. 12. 1887.)

(五)法則性(Gesetzesmäßigkeit)の發見。法則性の發見と云ふことは技術的問題を單に經驗的にのみ解決したのではなくて其の解決の自然科学上の法則を發見した場合である。斯る事柄は其自體としては發明ではなく發見であるが、斯る發見が其儘利用の方法を提供して居るものであればそれは同時に發明である。従てそれが人類の行爲に對し新たな法則を提供する以上は特許權を附與せらるべきである。但し右の法則の實際の應用が從來の經驗的知識以上を要せぬ場合は此限りではない(RG. v. 15. 2. 1908.)

(六)新規なる效用(Brauchbarkeit)の發見。既知の技術的因果關係に因つて新たな目的新たな效用が發見せられることもある。之も發見には相違ないが(Kein)新規な技術的問題の解決を見出した場合とは少しく異なる。即ち前者にありては單に人智、經驗が豊富にせられたと云ふに止まらず、新たな欲望充足の方法が提供せられたのである即ち人類の行爲に對し新たな法則が與へられたのである。此種の法則の發見が發明となるや否やは所謂新規性の要素(Neueheit)が技術的因果關係に存せず、目的の到達に存する場合でもよいかさうかと云ふことに依り決せられるが、之に就ては「單に效用が新規であると云ふのは十分でない、技術的問題解決の點にも新規性がなければならぬ」と論ずる者もあるが此の説は少しく成法上の根據が薄弱である。何となれば法律

は發明の要素中の技術的因果關係に新規性がなくてはならぬとは謂うて居らぬからである。故に方法の發明に於て其發明的性質が目的の中に存し得ると云ふことは謂ひ得ることである。要するに一の新たなる效用を發見すると云ふことは一の新たなる技術的問題の解決を發見することに比し劣らざる大なる功績である。従て之亦特許權を附與するに値するのである(Ephraim, Seligsohn)

II

(七)發明の目的。特許法上の意味に於ける發明である爲にはそれは人類の新たなる欲望を充足せしむべき效用性即ち發明の目的がなければならぬ。然し右の種類、性質に就ては法律に特に除外せられざる限り(獨特許法第一條第二項第一號、日本特許法第三條の如き)別段之を制限する理由はない。即ち必ずしも自然科学的欲望、物質的欲望世俗的欲望たることを必要とせず、精神科學的欲望、理想的欲望、宗教的欲望、審美的欲望等いづれも發明の目的たり得る(Ephraim, Boehmer)。又當該の欲望が人類社會にとりて缺くべからざるものであることも必要でない。奢侈的欲望亦可なりである。發明の動機も之を問ふの要がない、只結果に於て公序良俗に反せねばよいわけである。(反對Kohler Hdt. S. 129. Seligsohn又然り)其他玩具が發明の目的たることも疑なく(RG. v. 20. 4. 1885, Robolski, Theorie S. 36, Kohler, Hdt. S. 128. Seligsohn, a. a. O.)勿論欲望は我我理解せらるるものでなくてはならぬ。わからぬ欲望は

欲望とは謂へぬ。

(八)目的及問題。目的は問題と區別するを要する。目的とは社會上乃至經濟上の欲望を充足することである、問題とは此の充足を達すべき技術手段の解決である(PA. v. 27. 3. 1915.)

(九)目的の數。發明の目的は一つで十分である。即ち或る方法に依る生産品が唯一の他の直接産業上の利用に役立つべき材料に加工せらるる爲に應用せられ能ふとしても其事實が第一の方法の發明的性質に對する證明にはならぬ。異説(RG. v. 28. 6. 1890.)

Schanze氏は獨自の見解をとつて居る。彼は發明について所謂liquide Branchbarkeit其後の書物(Kombinationspatent)に於てはselbständige Branchbarkeitを要求して居るliquide Branchbarkeitに就て彼は解して謂く效用性は出願の時に既に知られて居ることを要する。即ち發明者が其效用を一般社會に知らしめるときに社會が此の效用を理解しないのでは十分でないといふのであるが之亦成法上の根據を缺く(反對Boehmer, Jay)

(十)目的の到達。欲望が事實上充足せらるることは必要とせぬ。發明が欲望に役立つべき可能性が存すれば十分である。化學上の發明に就て謂へば例へば發明せられた機械が其後の加工の目的たる生産品に對する最初の材料として役立つならばそれで十分である。(所謂Zwischenstoffe)(同説Witt, Deutsche chem. Industrie S. 120, Ephraim Patentrecht S. 27. Nr. 54.)技術上の問題解決がその充足せんとする欲望を眞實に於て

充足せしむるかさうか又如何なる程度に於て充足せしむるかさうかは當該の目的(Zweckmoment)が特別の發明的性質を有するや否やの場合に於てのみ問題とすべきである、凡ての發明の一般的要件としての目的追及に對しては當該目的が事實上到底せられたりや否や、當該欲望が事實上充足せられたりや否やそれが完全に又は不完全に充足せられたりや否や、又は當該發明が利益を齎すや否や等のことは審査の要がない。此の審査は少くとも特許局の仕事ではない、技術上の手段がそれに依り達せんとする目的を充せりや又如何なる程度に充せりやは取引の實際が之を定める。當該の欲望の充足が明かに除外せられて居るのでなければそれで十分である。

發明の結果利益を齎すや否や即ち發明の収益性(Rentabilität)の存在は必要である。(同説RG. v. 14. 7. 1886)最も偉大なる發明は最初著しき金錢上の犠牲を要するものである。例へばNernstlampe, die Linotype-Maschine, die Mannesmannröhren(其他の例はRosenthal, Patengesetz S. 15参照)效用性、収益性の兩概念は工業上の利用と云ふことは全然關係がない。此の關係を不明瞭ならしめて居る判斷がないではない

III

(十一)問題——問題とは一定の技術上の效果即ち當該の發明が到達せんとする目的に對する手段たる技術上の效果の生ずる原因のことである。之は確かに目的の決定とは別の事柄である。欲望を決定すると云ふことは其自體としては技術上の問題でない。問

題は慾望を充足するに適したと考へられる一定の技術上の効果が知られた場合に初めて發見せられるものである。斯くて初めて技術上の効果を到達すべき問題が提出せられるわけである。空中を飛行し度いと云ふ慾望は太古より存した。然しながら之が問題は漸く千八百六十年代に至り Mongolfiere が此の慾望の爲には我我を圍繞する空氣よりも輕い物體が必要であることを認めた時に初まる。(參照 Engelmeier in Dinglers Polytechnischem Journal 80. Jg. 312, 130)

一定の目的に對し正しき問題を見出すことは必ずしも常に容易でない。このことは當該の慾望を充足する爲には如何なる技術上の手段が適して居るかの認識を前提とする此の認識が困難な場合には之を認識し問題を見出すことが既に發明である。一方之が解決は容易のことがあり得る。

問題は目的より生ずる。此のことは當該發明の成立に對し妥當するのみならず其の觀察に對しても妥當する。問題は目的に依りて客觀的に定められる。問題は目的に對して客觀的從屬性の關係(Adäquanz)に立つ。問題が求むる處の効果は手段(Mittel)に依らねばならぬ、即ち目的に適合したる原因(adäquate Ursache)に依らねばならぬ。法は技術上の問題解決が適合せぬ様な目的を以て當該問題に從屬せざるものと觀察し反對に斯る問題は右の目的に從屬せざるものと觀察する、我我はKorkzieherをHammer又はBohrerとして使用する、ことが出来るが此の目的はKorkzieherの問題には屬せぬ。解決の結果として發明が生ずる處の當該問題

題の決定は單に目的のみに關するのではなく又技術に關する。即ち當該の範圍の技術上の探求に關することである。

既知の又は之に類似の物體に關する化學的發明にありては問題は最終目的として一定の化學上の原子の結合に存する。其の結合關係が知られて居らぬ新物體を目的とする發明にありては問題は原子の結合と云ふことを特色とせず當該物體の産業上價值多き性質を以て特色とする。

解決の結果發明が生ずる處の當該問題の適當なる決定と云ふことは發明の法律上の取扱にとつて最も重大なる意義が存する。同一性(Identität)に關する決定特許權侵害に關する問題はいづれも右に關聯することである。

問題は一定のものたることを要す、目的により制約せらるることを要するが、一方一箇の物體、一箇の方法に關するものたることを要せぬ、二つ以上の物體、二つ以上の方法に關するものなりである。即ち特別の問題あり又一般の問題もある。

電氣鍍接法が一個の金屬に關係せるや數多の金屬に關係せるやに依りてそれは或は特別の問題となり或は一般の問題になる。(Boehmer, GR. 7. 133.)

一般的の問題にありては其解決が亦事實上當該問題を一般的に解決するか否かを細心に注意せねばならぬ。

一つの問題は更に若干の部分的問題(Interproblem)に分れる。解決として試みられる處の個々の技術上の要素の結合の場合にありて一方又は他方の要素を變更して結合的

奴隸制度の意義

——特に他の若干諸類型との差異——

關西大學講師 辰巳經世

はしがき

奴隸制度が今日の社會科學に於てどれだけの研究價值を保持するかといふことに就ては——私は一定の理由から、それが今日の社會科學に於てこそ特に研究の要あるものと信ずるものではあるが(關西論叢一九二八年號所載拙稿「ローマに於ける奴隸闘争」はしがき並に拙譯イングラム「奴隸制度史譯序文參照」——今ここに問題としなう。従つて又かくの如き論述が本誌の頁を埋めることの當否もただ讀者の判斷にお委せする。要はこの方面に關して、私が引續き試みんとする研究に對する先輩並に同攻各位の批判と是正を請ふの機會を得たいと望むのみである。

一 奴隸制度の意義

社會科學上の用語は今尚ほ一般にその意義が極めて曖昧不明確なるを特徴とする。その理由は或は、社會科學の發達は自然科學に比して遙かに後れて現はれ、従つてその用語が精練され、確定され、統一される餘裕を有たないことに因るであらう。或は又、イングラムが言ふ如く(前掲拙譯一九八頁)、詩人や雄辯家がこれらの言葉を科學的意義に傾着なく場合場合の必要に應じて比喩的に使用するにとが極めて多いのにも基くであらう。更に或は、これらの社會科學的用語に依つて規定せられ若くは指示せらるる社會現象が不斷に發展する過程の様相に於てのみ把握され得るに過ぎざるの故であらう。何れにせよ、私共は私共の携はる社會科學の如何なる原野の研究に當つても、必ずこの種の悩みに當面し、

この種の不便に困惑せしめられる。差詰め、私は「奴隸制度」に關する研究に入るに當つて上述の意味に於て特に曖昧不確定なる「奴隸」及び「奴隸制度」の意義を可能な限りに明確ならしめることから始めたい。そしてそれがこの小稿の目的である。

先づ試みに、既にこの種の題目に關する著名なる述作に於て示されてゐる若干の定義を列記して見やう(主として H. J. Nieboer, Slavery as an Industrial System, p. 6 に引用せられて居るところに依る)。

Spencer は言ふ。「俘虜は無制限なる奴役状態に陥る……彼らは絶對的にその捕獲者に屬する……彼らはどんな風に使用せらるるか計り得ないところの財産となる」。

Ingam は従へば「奴隸制度の本質的特徴は、主人が奴隸の身體の所有者であつたといふことに存する」。

Lippert は「或人間が他の人間の所有の目的物となるといふこの事實こそ、奴隸制度の本質を特徴づけるもの」となし、Sommer は、奴隸のことを「一個の人間とは考へられないうで、一個の物とのみ考へらるる人間」と呼び、「奴隸は彼の上に所有權を有する主人に依り生殺與奪の權を握られて居る」と述べてゐる。Lejour-neau は、主人が奴隸の上に有する諸權利は「財産所有者がその所有財産の上に有する諸權利と異ならない」と言ひ、Schmollet は従ふ。「奴隸はその主人の財産である」。更に Nieboer 自身は言ふ。「その語の普通の意味に於て、奴隸のことを他の人の財産であり、政治的にも社會的にも、一般大衆よりも低い水準に在つて而も強制勞働に携はるところの人間と定義し得る」と。

以上列舉せる各見解に共通なる事實は、奴隷がその主人の所有物又は財産であるといふことである。而して右に挙げた見解の或ものの中に散見するところの、生殺權を主人に握られて居ること、非自由たること、強制労働に服すること、一般民よりも低い水準に置かれて居ること等は、それが財産であり、所有物であることの當然の屬性である。財産の財産たる所以は、それがその所有者に依り、彼の利害に基いて自由に處分され得る點に在る。ただ奴隷は他の財産と異り、それ自身も亦活きた人間であることの故に、右に附加した如き屬性が問題となるに過ぎないのである。故にこの種の定義の仕方から言へば、ただそれが財産であることを明にすれば足るのであらう、寧ろかくの如き具體的な屬性を附加するが故に、後に吾々が問題とする如く、動もすると相似たる屬性を具有する他の諸類型と混同せらるる結果ともなるのである。

凡そ科學的用語の定義は、能ふ限り簡單にして且つ明瞭、而も他と明確に區別せらるるを以て上乘とすることは今更言を俟たない。私が奴隷の定義を「それが財産である」ことを明示すれば充分であるといふのは、實にかくの如き意味に於てである。然しながら、このことは必ずしも私の當面の目的がそれで足りたことを意味するものではない。奴隷乃至奴隷制度が吾々の社會科學乃至歴史科學の對象たり得るのは、單にそれが財産であつたからのみではない。正宗の銘刀が或人の傳家の財産であり、雪舟の畫幅が他の或人の所有物であるといふが如きことは、吾々に取つて何の問題でもない。奴隷乃至奴隷制度が吾々に取

つて問題であるのは、それが社會的に將た歴史的に重要な役割を演じたものであり、社會の一定の發展段階を特徴づけた。廣汎なる一制度であつたことの故である。

「人間社會は、それが存続する限り、外的自然より物質的エネルギーを吸出しなければならぬ。この吸出なくては、社會は存続し得ない社會がこの自然からエネルギーを吸出すること（そして吾物とすること）多ければ多い程それだけ社會はよく自然に適應する。この量が増大しつゝある時初めて吾々は社會の發達を見る」(N. Bukharin, Historical Materialism, Eng. transl. p. 107)。而してかくの如きエネルギーを吸出は、必ず勞働過程を通じてなされる。一つの社會が發展するか、靜止するか、乃至は衰滅するかは、實にこの勞働過程——それは常に社會的であることを要する——の消長に懸るものであり、社會がそれぞれの發展段階に於て示す諸特質は、それが依據する勞働過程の特質に依つて決定せらるる（かく斷定するのみにては、餘りに説明不充分にして著しき論理の飛躍があるかの如き觀あるが、この種の結論の合理性を明にするためには他に機會あるべく、且つ私が更に續けんとする本研究の全野は、結局このことの究理でもあるべきが故に、ここではただこの程度に止めて置く）。而して所謂社會的勞働過程は、それぞれの時代に於て一般的なる勞働の組織化に即ち勞働組織にその表現形態を取るものである。恰も近代資本主義社會が、賃勞働制度の基礎の上に立ち、その運命をその消長に託して居るが如く、奴隷制度は、實にギリシャローマ並に東方諸國、即ち一般に古代社會が

依據し、その存在、發展、並に衰滅が依つて以て決せられたる基礎であつたことに、社會科學乃至歴史科學的意義を有するのである。奴隷制度の組成分子たる個々の奴隷が、その主人の財産であつたことは、勿論かくの如き勞働組織としての奴隷制度を特徴づけた重要な條件であつて、恰も賃勞働制度が組成分子として無產獨立自由民を有することにその特相を示すが如く、決して輕視してはならない事實である。就中、例へば賃勞働制度の如き他の勞働組織と區別すべき重要な標識なるが故に、一層然りである。ただ然し、奴隷を單に他の人の財産であるといふが如き個別の觀念に於て理解することは吾々の目的からは全然無意味であつて、必ずその意義をその社會的機能に於て把握する必要があると言ふのが、差當つての問題である。以下私はこの見地から奴隷乃至奴隷制度を取扱つて行く積りである。

依據し、その存在、發展、並に衰滅が依つて以て決せられたる基礎であつたことに、社會科學乃至歴史科學的意義を有するのである。奴隷制度の組成分子たる個々の奴隷が、その主人の財産であつたことは、勿論かくの如き勞働組織としての奴隷制度を特徴づけた重要な條件であつて、恰も賃勞働制度が組成分子として無產獨立自由民を有することにその特相を示すが如く、決して輕視してはならない事實である。就中、例へば賃勞働制度の如き他の勞働組織と區別すべき重要な標識なるが故に、一層然りである。ただ然し、奴隷を單に他の人の財産であるといふが如き個別の觀念に於て理解することは吾々の目的からは全然無意味であつて、必ずその意義をその社會的機能に於て把握する必要があると言ふのが、差當つての問題である。以下私はこの見地から奴隷乃至奴隷制度を取扱つて行く積りである。

一 奴隷制度と他の若干諸類型との差異

A 奴隷と隷從妻女との差異

婦人の地位乃至權利の伸張を主張する論者が、極めて屢々現代の文明社會の妻女の狀態を、「奴隷」又は「奴隷的狀態」なる語を以て形容することは、既に James も指摘して居る通りである。その語の用法は嚴密なる意味に於ては、如何にも不合理であるには相違ないがこの種の目的からの形容語としての使用は、強大なる勞働組合を背景とする勞働者を呼ぶに賃銀奴隷なる名稱を以てする場合と同様、研究上大した支障を來すものとは思はれない。ただ多くの所謂權威ある人類學者たちに依つ

て、現存未開社會の妻女の狀態に關してなさるる報導が、研究の原野に著しき混亂を齎すものと思惟せらるるが故に、私は本稿に於ては、専らこの方面に於ける兩者の差異を明確にすることに努めたいと思ふ。

假りに一二の例を舉ぐれば、Bancroft は、北部カリフォルニア土人に關して報道するに當つて、「餘は彼らの間に存在する文字通りの奴隷制度に關して、曾て何らの説述のなされたるをも見ないが、然し彼らは疑もなく奴隷を所有して居る。即ち吾々は、特に妻女として取扱はれて居る婦女が、明らかに賣買されて居るのを見る」と述べて居る。又 Meleuneau (彼は謂ふ所の人類學者ではないが) は「凡ゆる原始社會に於て、婦人は家畜即ちより進歩せる社會が有するところの、役獸(牛馬等の如き——筆者附記)の地位に在る、彼女は事實一個の奴隷であり、而もこのことを確かに奴隷制度が社會の進化過程の爾く晚きに至つて打ち樹てられたる理由の一である」と言つて居る。

事實それぞれ權威ある人類學者の報道する現存未開民族の生活狀態の中から、吾々はかくの如き混同が全く無理ならざることを思はしむるに足る、否な彼らの間に於ける妻女が全く奴隷と異らざるにあらざるかとすら思はしむるに足る諸種の特質を發見する。試みにオーストラリアの各地に現存する野蠻民族の間に於ける妻女の地位に關するこれらの諸特質に就ての若干の報道を摘記して見よう。イ、妻女はその夫に依り、全然彼女自身の意思に頓着なくして占有せらるる。例へばパウエルス灣附近の土人の間では、妻はその夫

に依り買得者若くは掠奪の方法で、一般に遠隔の地に拉し行かれ、而も數ヶ月間もその夫と別居し、多少新事情に慣れるに至つて漸く新妻として同棲するに至る。ハーバート河畔のク井・インスランド人の間では、妻は幼年時代のからの許婚に依り、夫の側の姉妹又は娘との交換に依り、或は掠奪に依つて獲得せられる。ニュー・サウス・ウエールスの土人の間では、女は屢屢幼年時に於ける許婚に依り、若くはその父或は兄弟の恣意に依り、忝然彼女の意志を無視して結婚せしめられる。西部ヴィクトリアの土人の間では、婦人の幼年期に於ける許婚は極めて一般的であり、一人前の女となつた場合にはただその父に請ふことに依つてのみ妻として獲得され得、又二人の若い男がそれぞれ姉妹を有する時は、互にこれを妻として交換せられ得る、而してこの何れの場合に在つても當の婦女自身の同意は全く必要とされない。その他オーストラリア各地の殆ど凡ゆる未開人の間に於て、婦人は許婚贈與、賣買、交換、掠奪、窃取等の方法に依つて同族若くは他種族の男子の妻女たらしめらるる。

○妻女は全く夫の権力下に在り、その意の儘に遇せらるる。而してこのことの中には左記の如き五の事項が含意せられて居るものとして一般に報ぜられて居る。

(一) 妻女はその夫の「財産」若くは「奴隸」である。例へばモアトン灣附近に於ては妻女は奴隸である。ハーバート河畔に於ても妻女は奴隸である。ニュー・サウス・ウエールスに於ては、婦人はその夫の絶對的所有物である南西オーストラリアに於ては、婦人たちが置

かれて居る奴隸状態は極めて慘憺たるものである。中部オーストラリアに於ては、妻はその夫に依りただ奴隸としてのみ要求せらるるタスマニアに於ては、婦人は奴隸であつて凡ゆる賤役に従事する。一般にオーストラリア土人間に在つては、妻はその夫の家族にはあらずして所有物である。夫はその妻の絶對的所有者である。等、等。

(二) 夫は蔑視的態度を以てその妻を偶する。例へば、南部オーストラリアに於ては、婦人は賤視せられて居る。西部オーストラリアのムーア河地域に於ては、夫はその妻に獲物の屑肉を與へるに過ぎない。中央オーストラリアの男子は、自分だけが物を喰つて、喰へない物をその妻に投げ與へる。ニュー・サウス・ウエールに於ては、夫が歩行する場合に、妻は敬意を損はぬために一定の間隔を置いて追従し……夫が食事をする時は、妻はその背後に立つて居つて無様に投げ與へられた残物を喰べる。等、等。

(三) 夫は動もすると妻を虐待しこれを殺戮することさへある。例へば、モアトン灣附近では、夫は屢屢、就中彼が酔つ拂つて居る時に、その妻を打擲する。ハーバート河畔のク井・インスランド人は、屢屢その妻を虐待し、或時はその生命をすら奪ふことがある。ニュー・サウス・ウエールに於ては、夫はその妻を虐待して、時とすると死に至らしめることもある。彼らは打擲の道具として根棒を用ひ老婦人にしてその頭にこのための傷痕を有たないものは稀である。キング・ジョージ・サウンドの土人は、その妻を甚だしく虐待するムーア河畔の土人の妻女は、虐待のために早

逝し、相當の年輩まで生存するものは稀である。飢饉の時なき、婦人が男子のために喰はれてしまふこともある。一般にオーストラリア土人の間では、若し妻が夫以外の男と通じて發見せらるるが如きことあらば、夫の加罰は實に殘忍で、そのために妻は屢屢死に致される。等、等。

(四) 夫はその妻を交換し又は貸與する。例へば、パウ・ウエールス灣附近に於ては、妻女は屢屢交換せられる。ク井・インスランド及び南部オーストラリアに於ては、交換に依つて極めて僅かの年限中に、幾人もの夫の手に轉轉する。モアトン灣附近の土人は、彼らの妻女を互に交換貸與し、歐洲人に提供することもある。ニュー・サウス・ウエールに於ては、外來訪客が滞在中、その部落民から妻女を融通して貰ふ。その武勇に依つて部落のために功績のあつた酋長は、尊敬を表する意味に於て、多くの部落民から妻女提供の響應を受ける。時には二人の男が一定期間妻女交換の契約を結ぶこともある。ポート・リン・コルンに於ても、妻女の交換が屢屢行はれる。南部オーストラリア人は、友人及び來客に妻女を提供する。妻女の交換は彼らの間でも見られる中部オーストラリアに於ても夫は妻女を友人に貸與する。彼が遠方へ行くやうなことがあると、その不在中他の男をその妻に當てがつて置く。親或は夫がその娘又は妻を來客に提供して賣淫せしめることも珍らしくない。時には來客に對する響應として妻や娘を提供することもある。タスマニア人は一定の支拂を得て、妻或は娘を白人に提供する。オーストラリア土人の間では一般に夫は、その妻を自

ら保有することも、賣淫せしめることも、他人の妻と交換することも、或は他人に贈與することも隨意である。未だ妻女を有たない若い男が、老人でその妻にウンザリして居る男から、これを譲り受けることもある。等、等。

(五) 夫の死後、妻はその兄弟の所有物となる。例へば、デイ・エリ人の間では、兄はその死後妻が弟のものたるべきことを明言するハーバート河畔に於ても、後家は死者の兄弟のものとなる。ニュー・サウス・ウエールに於ては、夫が死んだ場合、その後家は次弟に屬するに至る。クラナイ人の間にも同様の習慣が存する。北部オーストラリアに於ても、未亡人はその亡夫の弟の妻となる。等、等。

ハ、夫はその妻を自分のために働かしめ、例へば、デイ・エリ土人に就て次の如きことが報道せられて居る。男子が多くの妻女を有すれば有する程彼は益々怠惰となる。彼らは土地を耕すことをしないから、各妻女はそれぞれの季節に應じて、果實や、草根や、その他の植物性の食物を毎日探し出なければならぬ。多くの妻を有する男子は、家に居つて武器や、装具や、湖邊に生ずる藺草を材料とする漁網を作つて居ると。パウ・ウエールス灣附近の土人の間に於ても、一夫多妻制が一般的であつて、殊に年とつた男程多くの妻を有して居る。彼らはその多くの妻を狩獵に使役し又住居を替へる時には、凡ゆる物を彼女らに運搬せしめる。ハーバート河畔に於ても、婦人は専ら食物を調べることに携り、屢屢そのために遠隔の地域に出かけなければならぬ。彼女らは凡ゆる骨の折れる仕事に従事する。夫が小屋の骨組を作れば、妻は屋根その他の

歴史的時間の問題

關西大學講師 菅 守 常

以下の小論はGeorg SimmelのProblem der Historischen Zeitを題する論文に關する私の覚え書きである

(一)

理論的形象としての歴史の對象は、すでに起りしところのもの(Das Geschehene)——現代なるもの及び未來なるものと區別せられたる——であるが故に、時間がその概念の最も重要な構成要素をなしてゐるのである。しかしながらこの時間のこれ以外の歴史の概念の構成要素に對する關係、及びこの要素がそれを擔つて歴史の中に於て働くところの意味に對する關係が未だこれまで私たちの望むところの明瞭性にまで齎らされてゐないかに思へるのである。

或の一つの實在内容(Wirklichkeitsinhalt)は私たちがそれを私たちの時間體系の中のある定まれる點に於て結びつけられてゐることを認識したとき始めて歴史的となる——勿論この場合かかる規定の有するさまはまなる正確さは顧慮するべきではあるが——と云ふ自明的なそしてありふれた規定が、他のより深くより廣いと思はれる形式的な歴史についての定義に對して重大な決定的なものであることが示めされるであらう。

先づ第一に一つの實在内容がそれがかつて單にある一つの時間的に於て起つたと云ふ事實に依つて歴史的なるものになると云ふことが否定せらるべきである。例へばアジアの何處か一つの埋れてゐた都會の遺跡が發掘され

た場合、たとへそれがいかに多くの興味ある事物に依つて満ちてゐるにしても、その様式からしても、また直接間接の證據立てに依つても何等のその都會の年代がわからない場合には、この遺跡は多くの見地よりしていかに多くの價值を有しまたいかに有意味的であるにしても、それが歴史的證據(Historische Urkund)とはならないのである。それが時



從 侍 木 岡 る け 於 に 庭 校

である。私たちがその背後との關係を絶つとき、それは單に一つの物であつても生起せし物(Das Geschehene)ではないのである。それは歴史的にあり得べき潜在態(Potentielles Sein)と云ひ得るかも知れないが歴史的現實態ではないのである。單に時に於てある可能的に歴史的なるものを歴史的現實態たらし形相が問題となるのである。

私はかゝる形相の一つとして、先づ理解(Verstehen)の概念をとり來りそして、其の時間に對する關係を檢らべて見やうと思ふ。

理解は疑ひもなく一つの内容を歴史的なるものとして承認する爲めの不可欠的條件(conditio sine qua non)である。例へば或る一人の人の云ひ傳へられたる振るまひ方(Handlungsweise)が他のそれ以外のよく知られたる性格に照し合はして見て全然「不可解」(Unverständlich)なる場合にも、私たちはその行爲をばなほ歴史的事實として認めようと努力するのである。一つの存在或ひは事件の單なる命名(Benennung)その單なる歴史的潜在性(Sein bloss potentielles Historisch-sein)もまた或る程度の理解を要求するものである。何故ならば全然理解の成立しない場合にはそれは單にいかなる性質も差別も有しない不定のX(ein unqualifizierbares ununterschiedbares X)たるに止まるのである。

あらうから、例を以つて云へば、私たちが一つの出来事を運河建設と名づけ、或る一つの行動を支配或ひは生産と名づくる場合にも、その根底には必ず理解が潛んでゐるのである。しかしながらかくの如き理解は所謂歴史的實在には全然關係なくむしろ歴史の根底となす時間をば全然離れたところのもの(cetwas Vollig zeitloses)である。私がボーロやザクセンのモーリウの性格を理解する様式は丁度私がオセロやウィルヘルム・マイステルを理解するときのそれと原理的には正しく同一なのである。かくの如く理解せらるべき對象の諸要素の統一なる聯關の理解或ひはその追感性ではなくしてむしろその觀念的(Ideeller)内容にあてはまるのであつて、その觀念的内容を規定するかぎりに於てそれが實在性の範疇の下にか、或は想像の範疇の下にか、又はそれが現代の、或は過去の範疇の下に成立するかにかはるところなく理解は成就されるのである。私はボーロをば單に彼の歴史的實在性に依つて、即ち彼がゐたと云ふことに依つて彼がいかなる人であるかと云ふことをば決して理解することが出来ないものであつて、むしろかかる實在性にかはるところなき、かかる實在性よりは觀念的に分離し得られる内容に於て彼を理解するのである。彼の歴史的存在即ち其實在性はひたすらその儘にうけ入れらるべき(hinzunehmende)ものであつて決して理解することの出来ないところのものである。私たちは理解することに依つて彼の實在性を左右することは出来ないのである。

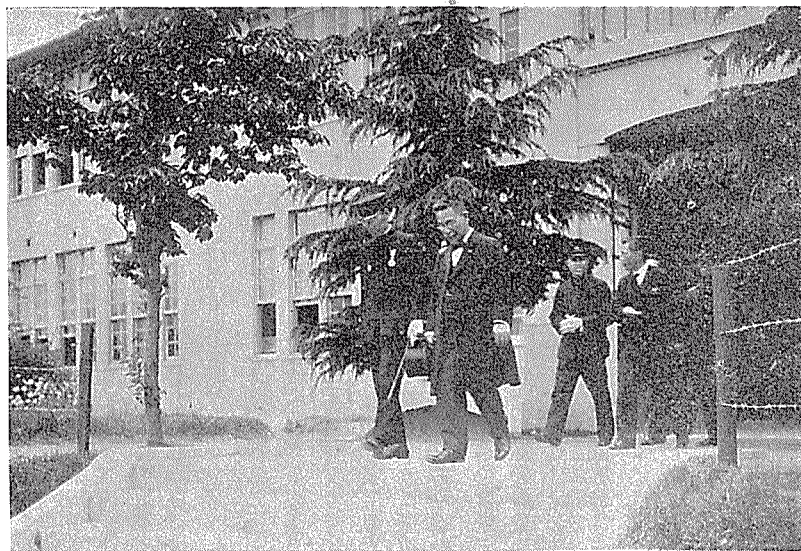
かくして歴史的時間なるものが正しく實在の形式であるからして、理解はこの形式にかかわるところなく全然自由に働き得るのである。理解は何等かの一般概念の上に於てなされる。しかしながらかくの如き理解は所謂歴史的實在には全然關係なくむしろ歴史の根底となす時間をば全然離れたところのもの(cetwas Vollig zeitloses)である。私がボーロやザクセンのモーリウの性格を理解する様式は丁度私がオセロやウィルヘルム・マイステルを理解するときのそれと原理的には正しく同一なのである。かくの如く理解せらるべき對象の諸要素の統一なる聯關の理解或ひはその追感性ではなくしてむしろその觀念的(Ideeller)内容にあてはまるのであつて、その觀念的内容を規定するかぎりに於てそれが實在性の範疇の下にか、或は想像の範疇の下にか、又はそれが現代の、或は過去の範疇の下に成立するかにかはるところなく理解は成就されるのである。私はボーロをば單に彼の歴史的實在性に依つて、即ち彼がゐたと云ふことに依つて彼がいかなる人であるかと云ふことをば決して理解することが出来ないものであつて、むしろかかる實在性にかはるところなき、かかる實在性よりは觀念的に分離し得られる内容に於て彼を理解するのである。彼の歴史的存在即ち其實在性はひたすらその儘にうけ入れらるべき(hinzunehmende)ものであつて決して理解することの出来ないところのものである。私たちは理解することに依つて彼の實在性を左右することは出来ないのである。

ければならない。私たちは個別的なるものを理解すると考へてゐる場合にもそれを何等かの他との關係に於てはじめて理解するのである。かくてこの兩者を繋ぐものは此兩者をつむ一般的なるものでなければならぬ。しかるに私たちは、現實的にあるものに於て一般的なるものを直に見出すことは出来ない。一般的なるものは抽象されたものでなければならぬ。かく抽象される限りそれは非實在的なものであつて時を離れたものでなければならぬのである。かくして一般者を基礎として立つ理解が其限りに於て時を離れて自由に働き得ることを認識し得るであらう。しかしながらかかる認識がまた直ちに、理解作用がそれ自身の中に時間的構造を含むと云ふ事實をも否定しやうとするのではないのである。たとへば、或る一つの現象が他の現象に依つて惹起せらるる場合をとつて考へるに、これ等の現象は、共働して一つの理解の統一即ちその現象相互間の時間關係を形成し、其順序と繼起にしたがつて必然的なものとして理解されることを要求する一つの内容なのである。然しながらかくの如く或る一定の要素間の關係に向けられたる理解は、かくの如き諸要素が私たちの時間體系の中のいかなる點に於て見出さるか云ふことには全然關係しないのである。即ちかかる現象の系列が或る一定の時間の中に於てあると云ふ事よりして私たちはそれを理解するのではなくして、かかる現象系列の各要素が相互に相制し合ふと云ふ理由に依つてのみそれを理解し得るのである。故に或る一つの理解の對象を形成する現象系列の中に含まれたる時間關係は實在

の形式たる歴史的時間ではあり得ないのである。それはたとへば自然科学的實驗の内部に於てその測定に重要な意味を有するけれども、その實驗の行はれる曆の上の時間(Kalendrische Zeitdatum)には何の關係もないところの時間關係の如きものである。例を以つて示めせば、今實驗室の中に於て地球儀と或る一つの凝似太陽としての電球とを以つて私たちはこの地球儀に於ける晝夜を定めることが出来るであらう。この場合、この實驗の行はるる時間が晝に或は夜に屬することにかはりなく、或はまた正にその逆に地球儀を晝或は夜となし得るであらう。しかしながら之の實驗室に於て、地球儀の上に生ずる晝夜の關係の理解と、現實の太陽と地球との關係に於ける晝夜の理解とは全然同一の原理に依るのである。かくして自然科学上の因果關係に於ける時間關係は云ふに及ばず現象學的時間の如きもの、そしてまたヘーゲルの論理に於ける單なる有より理念への發展の如きものも、嚴密に歴史時間より區別されることが必要である。

然しながら人々が若し次の如く抗議するならばそれは全然私の主張しようとしてゐることからの動機を誤解してゐるのである。即ち或る種の出來事は、全然或る特定の時間範圍の中に立つことに依つて理解し得られるのである。たとへばクリスト教の傳播は、それがそれ以前でもなく、それ以後でもなく、正にその當時の古代人の或る一定の感情情態に適合したと云ふ事實に依つてのみ理解し得られるのであり、パロツク様式の興隆は、ルネサンスがその特殊なる諸力を消耗しつつした時

る。たとへばクリスト教の傳播は、それがそれ以前でもなく、それ以後でもなく、正にその當時の古代人の或る一定の感情情態に適合したと云ふ事實に依つてのみ理解し得られるのであり、パロツク様式の興隆は、ルネサンスがその特殊なる諸力を消耗しつつした時



從侍本阿るたれらせさへ終を觀參衆校

に屬するのであつて、單にその存在性に依つてではなくしてその理解化の領域に立つことに依つて、云ひかへればそれが何等かの意味に依つて概念化されることに依つて、かかる理解を成立せしめ得るのである。私たちはクリスト教の傳播の事實を否定し得ない、しかしながらその傳播の理解は必ずしも一様ではないのである。私たちがその傳播を理解するにしても上述の理由以前により他の理由を擧げることが出来るであらう。理解とは可能的なるものの上に立つて現實的なものを限定することである。傳播の事實は現實的であるが、この現實性をさまざまの可能性に還元し、しかる後に再び之に唯一點に限定するとき現實的なものを理解したと云ひ得るのである。否かとするかぎりには於てのみ理解したと云ひ得るのである。然るが故に理解が理解として事實の記述に止まらざるかぎり、それはあくまで現實そのものと區別されるべきである。今私たちが先パロツクの様式のみをとつて、その様式の内部に存する様々なる現象を、その内容に從つて相互に理解した場合には少しも關係しないのである。かかる内容的本質的な關係をばルネサンスに及ぼしたにしても、それは聯關頂に増化を意味しても、その時間點の限定にはかはらざるころなきことは依然として同じでなければならぬのである。今ルネサンスがまた中世の狀態より理解せらるるにしても、その理解の統一に依る聯關頂に増加に止ることは明かである。かかる聯關はそれが數千年以前に生じたにしても、少しもその理解にはかはらんと

代に於てのみ可能であつたと認めることが出来る。全くそのとおりである。しかしながらかくの如く理解せらるべき事實に對する時間上先行するところの諸條件は、その結果と共に一つの理解關係を成立せしむる關係系列

ころがないのであつて、若しそれに依つて理解が助長せられたり、阻止されるやうなことがあつたとしたならば、それは或る限定せられた唯一の理解の對象が、その始めの限定を離れて他の對象と混同されることより生じたこと云はなければならぬのである。

今或る一つの要素が説明せられるとき、それが説明せらるべきものたるかぎり、その説明の根據をそれ自身の中に有することは出來ず、それに先行する要素を要求するが故に、それ自身決して最終のものではあり得ないのである。かかる理解の統一はそれ故にこの要求に従つて無限に進まなければならぬ。即ち私たちに現に知られてゐる生起内容 (uns jeweilig bekannten Geschehnishalt) の最初のもので及ばなければならぬのである。人々が歴史の上に既知の出來事が、全然因果關係の系列に結合されてゐることを認めるならば、かかる歴史上の出來事の統體 (Totalität) にして、はじめて各の個別的なるものの理解を成立せしめるところの全體的なる關係系列を形成することが出來るのである。然しながらかくの如く内容的なるそして内容に内在的なる理解に依つて一つに纏められたところの關係系列がその單に任意に限定せられたものに止まることなしに、歴史上の全出來事の系列を包むとき、これまで主張せられたところの理解に内在なる本質關係がその意味を損することなくして任意にその時間點を移動し得ると云ふことは最早や成立し難いものとなるのである。即ちそれ自身で自足的結締的なものとして他との無限なる關係に立つことなく、限定せられたものとして一つの理解を成立せし

むるものと考へられたところの個別的なる各のものは、かかる理解の對象を形成する關係系列がその統體にまで及ぼされるが故に、私たちは、可能なる理解を對象群を一つの系列に結びつけ得るが故に、いかなる個々の關係頂もそれ自身任意のものではなくして、すでに全系列に於ける一つの位置と意味とを獲得してゐるのである。何故ならばかくの如く唯一のものとして限定せられた統體 (私たちがあらゆる現象を一つに纏められたものと考へるときにそれを統體と云ひ得るのであるが故に) の前にも後にも今や私たち (歴史的理學者) にとつては單に意味なき空虚なる時間が存在するのみなのである。ここに於てはいかなる部分も等しく空虚なるが故にそれと他と區別することが出來ないからして、一つの時間點が他の時間點に變化するとは云ひ得ないのである (變化すると云ふとき私たちはすでにその兩者を區別し得ることを前提としてゐるのである) 丁度それは絶対に空虚なるものと考へられた空間に於てはいかなる個の形體もその位置を有すとは云ひ得ないのと同様である。個々の形體は相互にその位置を定め合ふものであつて、形體界の全體はそれ自身以外に自らの位置を定め得るいかなるものをも有しないからして位置なきものと云ふべきである (私たちは太陽系の中に於て球體の位置を論じ得るであらう。しかしながら太陽系それ自身の位置を定めることは出來ないのと同様である) これと同様に時間は單に種々なる歴史的內容相互間のこの關係であつて、歴史の全體はそれ故に時間を離れたもの (Zeitfrei) と云はなければならぬのである

私たちは絶対時と云ふ如きものを考へ得るであらう。しかしながら絶対時とは一つの理性の要請に過ぎないのである。何故ならば絶対時なるものが考へられるためには總てのものがそれに於てある最も一過的なるものが考へられなければならないのである。しかるに私たちはかかる一般者を積極的に定立する術を有しないのであつてただ特殊なるものを否定することに依つて單に特殊でないものと云ふ意味に於て限定せられたもの、即ち否定的一般者を有するに過ぎないのである。無限の過去より無限の未來に過ぎ行くと考へらるる時もただ現在に於てのみ知り得るに過ぎないのである。時の理解はすべて現在點より出張しなければならぬのである。かくて現在より逆にさかのほり得るかぎりには於て私たちは歴史を有するのである。私がさきに歴史の既知の統體と云つたのはこれを指すのである。かかる限界を超ゆるとき、私たちはその時間の特殊性を知り得ず、單に思惟の對象たる一般的無が見らるるのみであつて、かかるものは時間ではなくして却つて空間と云ふべきであらう。

(その理解の上にこれらの諸要素の統一は保たれてゐるのであるが) は實はかりその暫定的な、斷片的なものであり、眞にかる理解が完成されたる状態に達するのは、かくの如き要素の系列が、二つの方向に進んで——何故ならば私たちは一つの出來事をば、その結果をも知つた場合に始めて完全に理解したと云へるが故に——私たちの智識の極限にまで引きのばされたときはじめて可能であると云ふことが明らかにされたからである。このやうにして凡ての關係頂を含む系列の中に於ては各項は不可避的に原理的にそのあるべき場所を定められることとなるのである。前述の如く、自足的と考へられたところの若干の一系列は、任意にその時間的を移動し得るのであつて、ただその系列の頂と頂との間に於てのみ相互の限定制御があつたのである。しかるに今はかかる相互限定制御はに正に現象の全系列に及ぼされたのである。理解はこの場合に於ても、その意味内容より云へば時間を放れたる、それ故に、任意の時間點に於て實現さるる可能性を有する對象にのみかはると云ひ得るであらう。しかしながら部分的相對的な系列の内部に於ける諸内容に屬すると考へられたところの精密なる場所づけは私たちはその精密性を最も鋭く論理的に發展せしむるとき必然的に、私たちにとつては歴史的統體の中に於て、そしてその中に於てのみ成立するものであるが故に、かかる可能的なる移動は事實生じ得ることはないのである。しかして今やかかる限定があらゆる出來事の全系列にまで及ぼされたのである。純然たる本質關係より生ずるところの、それ故にかか

る本質關係に對しては外面的なる絶對的に限定せられたものとしての唯一の動かすことの出来ない時間に關係なき相對的なる時間の規定は、それが私たちに知られたる凡ての内容の統體に對する關係として限定せられて始めて完全なものと稱し得るやうになつたと、一つの存在或ひは出來事の單なる内容（その實在性を捨象せられたる）に據つて立てられた規定は、かかる内容のそれに於てある絶對的な時間點の規定の意味を有するやうになるのである。かくして、私たちに既知のものとして與へられたところの最も古きものより最も新らしきものに至る出來事の全系列の中に於ける限定と云ひ得らるるのである。

このやうにして、私たちがそれから出發したところの次の如きアンチノミーが解決せられるのである。即ち、一方に於ては、一つの内容はそれが時間的に限定せられたときにのみ歴史的事として妥當することが許されるのに反して他方にはまたこの内容が他の内容と共働して一つの理解の統一を形成した場合にのみ歴史的事と云ふことが出来る。しかもこの場合理解を規定するものはこの兩者の無時間的な本質關係であり、これ等のものはその理解を少しもそこなふことなくして任意に時間的を移動し得るのであると云ふこの二律背反が解決せられるのである。

かくの如き矛盾は、今や理解が實現せられたる諸内容の總體を己れ自身の中に含むときはじめて完全なものとなるのであり、かくの如く理解に依つて順序づけられところの全體は、その部分をなす諸内容に對して唯一の場所を定めると云ふ關係の洞察に依つて征服せ

られるのである。このやうにして最早やいかなる考へられたる想像上の時間上の移動も許るされないのである。その故は、各の時間點は動かすことの出来ない固有の内容に依つて占められてゐるからである。かくして人は、一つの出來事を、それがその本質内容的な、それ故にその生起する時間點に對して全然かはるところのなき根據、即ち理解の根據の上に立つて、この出來事を時間中に於て限定するとき、これを歴史的事のものたらしめ得るのであると云ひ得らるであらう。即ち一つの内容は、それが單に時間の中に存在すると云ふことのみでは未だそれを歴史的事と云ひ得ない。そしてまた一方、それが單に理解し得られると云ふことのみでも、それを歴史的事たらしむることは出来ないのである。この兩者が一緒に結びつくとき、即ち、無時間的な理解の根據の上に立つて時間化せられるとき、それははじめて歴史的事のものとなるのである（Wo er (Inhalt) auf grund des zeitlosen Verstehen verzeitlicht wird, ist er historisch.）然しながらかかる意味の時間化は、原理的にはただ理解がもたらさるる内容の總體を把へ得たときにのみ生じ得るのである

その故は、あますところなき絶對的な統體の聯關の中に於てのみ、個々のものは正しくまことに理解し得られるからである。それ故にこの時間化の意味するところは、まさしく或る一つの内容をその限定せられたる時間點に結びつけると云ふことをのみ意味するに過ぎないのであることが意識されなければならぬ。その故は、かかる時間化があらゆる出來事の全體の上に立つて行はれた場合、各々

山岡記念文庫の設立に就いて

拜啓。御清穆に渡らせられ何よりも喜ばしく存じます。昨昨年十一月山岡順太郎氏が長逝せられたことは私共の痛惜に堪へぬところで、今更ながら其高德を追慕いたして居るのであります。殊に生前同氏が實業界並に教育界に盡瘁された功績は周知のことと存じます。就中關西大學總理事として永年其發展のため努力せられた功績に至つては洵に没すべからざるものが御座います。就いては今回故人の功德を永久に記念するため、同志相謀つて左の事業を遂行いたしたいと存じます。何卒微衷を諒とせられ該事業に御賛同御高援を賜はりたく切に御懇願申上ける次第で御座います。 敬 具

記

山岡記念文庫設立發起人一同

- 一、山岡記念文庫を設け關西大學に寄贈し同學圖書館内に保存すること
- 一、右に要する資金は之を大分各位の寄附に仰ぐこと、但し贖金方法は便宜上一口を金拾圓と定めて一口以上の御申込を受くること、右の外有益なる書籍の御寄附あるときは之を收受すること
- 一、贖金の處理、書籍の購入其他山岡記念文庫に關する一切の事項は發起人中關西大學役員に御一任願ふこと
- 一、事業の經過は關西大學發行千里山學報誌上に於て御報告申上ぐべきこと

山岡記念文庫寄附者芳名(續)

口數	氏名	口數	氏名	口數	氏名
五	矢島 彪氏	三	増田次郎氏	五	福澤桃介氏
一	正田伊三郎氏	一	市川 匡氏	二	神宅賀壽惠氏
一	末永一三氏	一	金井正夫氏	五	織田 萬氏
一〇	肥後八次氏	一〇	木村 清氏	五	堀田宗一氏
一	堀 新氏	一	阿部萬平氏	一	武田鼎一氏
三	中村榮造氏	五	川勝武夫氏	一	吉田作助氏
一	武田藏之助氏	五	川崎齊一郎氏	一	野村次夫氏
二	片山正直氏	二	八木與三郎氏	二	武藤山治氏
五	田邊信太郎氏	一	水上長次郎氏	五	毛戸勝元氏
三	香月錠之助氏	一	木村健助氏	一	武田宣英氏
五	多羅尾源三郎氏				

(以下後報)

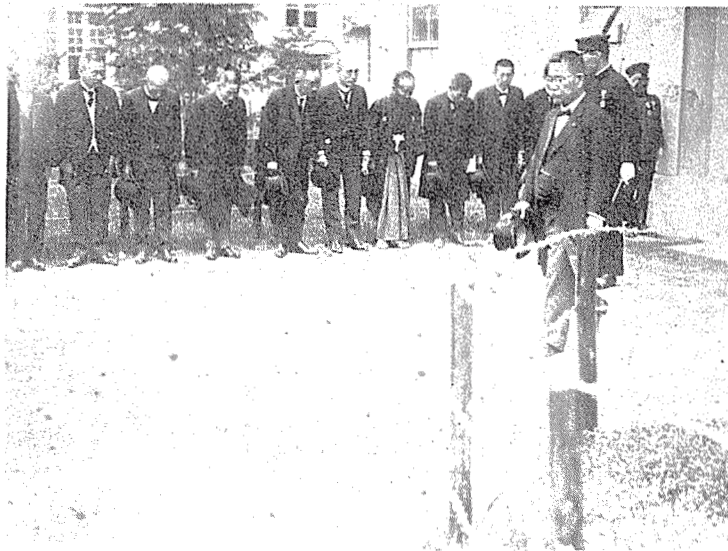
學 内 報

侍從御差遣

聖上陛下關西に行幸遊ばされ、大阪に玉蹕を駐めさせ給ふこと三日、工場、學校、官公衙等十餘箇所に御臨幸あらせられ、凡百の事業施設の實際を御親閱遊ばされたが、なほ大阪府並に兵庫縣各地の皇陵をはじめ奉り、神社、史蹟、學校その他幾多の諸施設へも侍從御差遣を仰出され、我が關西大學また忝くもこの無上の光榮に浴し、六月六日岡本侍從を本學千里山學舎にお迎へ申し上げた。

この日夜來の豪雨も霽れ、青嵐千里、瑞光漲る學園の緑は更に緑を加へ、風物ひとしく今日の榮譽にかがやく。午前十時四十分、岡本侍從には宮内官並に府警察部警部補雇從陪乗せる自動車にて來學された。これより先仁保學長、砂川、喜多村、増山、吉田、内藤、各理事、武田、黒田兩監事及び教職員一同豫てより打合せありし如く準備を整へ、各定位置に着いて着御を待ち奉つた。即ち矢島學生監並に馬場生徒監指揮の下に本學各學部附屬校よりの生徒總代二十二名は豫科學舎前の大通に整列、本學理事監事各員は學部玄關右側に教職員一同は同左側に列立し、仁保學長は玄關正面に在つて、齊しく着御を御待ち申上げた。着御と共に學長は數歩進み出でて御先導申上げ、岡本侍從には奉迎の諸員に會釋されつつ本館階上貴賓室に入らせられ、先づ隨員は本學代表者仁保學長、喜多村、増山兩理事を岡本侍從に御引合はせあり、次いで同侍從より天皇陛下にはこのたび大阪行幸に際し教

育御獎勵の御思召を以て、特に本學に侍從を御差遣遊ばさる趣御傳達あり、仁保學長は聖旨を讀みて奉戴し、本學の沿革より現況に亘り御説明申上げ、本學一覽書並に寫眞帳を献上し、それより學長の御先導にて學部及び大學豫科學教室に授業の實際を御巡覽あり、再び貴賓室にて御少憩の後、午前十一時二十分、



御 差 遣 御 來 學 本 學 侍 從

因に當日正午滞りなく侍從奉送を終へ仁保學長以下各理事並に教職員一同は本學本館樓上會議室にて些やかなる午餐を共にし、席上砂川理事の今回侍從御差遣に際しての挨拶あり同理事の首唱により一同本學の將來を祝して乾杯するところがあつた。

御親閱式參加

聖上陛下大阪御駐蹕の第二日、大阪城東練兵場に於いて、阪神及び附近學生青年子女十一萬に對し、御親閱を賜はつたが、本學よりは學部及び大學豫科學を合し二百八十四名これに參加し本學教練教官高橋大佐これが指揮の任に當つた

水上奉迎隊參加

六月四日 天皇陛下大阪行幸に際し、築港に於ける水上奉迎部隊には、河村、賀來兩教授引率の下に左記十四名がこれに參加するの光榮に浴した。

福原徳三郎、寺西巖、永井政二、森繁藏、原武、阪上五朗、北村紋之助、丹羽榮一、田中種治、米田英一、山口正芳、直吉已一郎、吉田一郎、佐藤進吾。

御親閱の光榮に浴せる

本學馬術部員

六月五日 天皇陛下には大阪城東練兵場に於いて關西學生乘馬團に對し、畏くも御親閱を賜つたが、本學學友會馬術部員中、關西乘馬聯盟會員としてこれに參加の光榮に浴せし者左の如し。

橋本忠夫、加藤勝之助、宇津呂義雄、片粕勝治、樋口健造、西茂通、岡部俊吾、田中佐雄

福原菊次郎、中村武一郎、國枝靜雄、大谷眞藏、小寺光和、甲川巖、岡本敬次、松本宗一、田中僅二、大森武雄、金田誠二、山田實、田中太兵衛、北幸司、高久直信、川村誠三、森脇直二、伊豆藏信一以上二十六名。

天覽劍道並陸上競技參加

六月六日 大阪高等學校に於ける、天覽劍道並に陸上競技に參加するの榮譽を荷へる者は左の通りである。

天覽劍道選手

專門部

中島馬一、沖島基、森本武夫

大學豫科

今谷節、壹岐武男、太田巖、前田太郎、小林英二、塚本義明、城谷豊光

天覽陸上競技選手

專門部

專門部

專門部

專門部

大島鎌吉、井本誓順、橘正雄、石渡健吉

大學豫科

臨時協議員會開催

五月十六日堂ビル清交社に於いて、臨時協議員會を開催し、左記事項を議決した。

一、理事一名監事一名補缺選舉の件

二、協議員若干名増員の件

理事監事移動

五月十六日の協議員會の結果、左記の通り移動を見た。

理事 内藤 正剛氏
監事 武田 宣英氏

協議員増員

五月十六日の協議員會の結果、左記の諸氏が新に協議員に選出された。

- 萩原 敏隆氏
- 村尾 靜明氏
- 遠部 逸太郎氏
- 安川 彦夫氏
- 平尾 縫太郎氏

講師嘱任

今回新に左記講師を嘱任した。

- 專門部講師 漢文擔任 茶谷 忠治氏

辭令

五月三十一日附左記の通り任命された。

- 本學會計課主任ヲ命ス 桂 忠雄
- 本學圖書課主任ヲ命ス 田川 七郎
- 當分庶務課主任兼務ヲ命ス 本戶 卯之助
- 本學福島學舍教務課主任ヲ命ス 松崎 義盛
- 本學千里山學舍教務課主任ヲ命ス

講師辭任

左記講師は辭任された。
專門部講師 熊澤 猪之助氏

大阪市會議員當選の本學關係者

六月一日行はれた大阪市會議員選舉に於いて當選者中本學關係者は左の通りである。

理事 內藤 正剛氏

協議員 白川 朋吉氏

教授 森下 政一氏

舊講師 小岩井 淨氏

教職員動靜

(尙本學校友の當選者は別項に掲載)
講師高橋盛孝氏。左記へ轉居された。
兵庫縣川邊郡塚口五條通山口銀行寄宿舎西隣
田川七郎氏。左記へ轉居された。
府下三島郡千里山住宅四條二番町二七號

本年度學級委員任命

本年度學部及び大學豫科學級委員左記の通り任命された。

- 法律學科第三學年 西崎作太郎 山根 賢藏
- 經濟學科第三學年 酒井 仁郎 森井 惣吉
- 法律學科第二學年 萩原 一 青野 昌平
- 政治學科第二學年 中塚 薰 淺見 寛二
- 英文學專攻科第二學年 八鳥 治一 東 清一
- 哲學專攻科第二學年 大宅元三郎 戸川 一夫
- 經濟學科第二學年 恩地 政治 佐伯 三郎
- 商業學科第二學年 乾 信昭 大塚 豊
- 法律學科第一學年 坪井 清重 佐藤 將

政治學科第一學年 大谷 綱郎 毛受鬼代士

英文學專攻科第一學年 吉田庄太郎 山下 秀一

哲學專攻科第一學年 朝川 吉松 森田 米三

經濟學科第一學年 野口 綱榮 加古撤次郎

商業學科第一學年 坂東 勇治 西田喜代治

大學豫科第三學年 A組 吉田 一郎 北元 正勝

B組 金子 斌 西村 義雄

C組 柴田 昌雄 平井 孝道

D組 林 茂之 上田 國一

大學豫科第二學年 A組 河内 兼三 豐島 寅雄

B組 榎本金次郎 加藤 光治

C組 杉原 堯 門田 正雄

D組 矢野 文雄 外村 治義

E組 岡 直 古家 利雄

F組 糸田川信勝 堀内 益造

大學豫科第一學年 A組 堀江 光成 森田 卓之

B組 齋藤 虎雄 奥村 米藏

C組 江崎 光二 三宅 勳

D組 千葉 計次 小澤 一雄

E組 濱 莞爾 中村 末雄

F組 安井 立雄

附屬關西甲種商業學校彙報
(五月三十一日附)
桂 忠雄
田川 七郎

關西甲種商業學校講師囑託ヲ解ク(各通)
御親閱式——六月五日 垂水主事、引野、栗野、石川、笈西、道端、神原、水垣諸教諭は第三學年以上の生徒四百名を引率城東練兵場に於ける御親閱式に参加の光榮を得て一同未曾有の御盛事に感激した。

提灯行列——六月四日 聖上御臨幸を祝し市主催の提灯行列に第一、二學年生徒一同石川、笈西、道端、神田、菊池、中村、土橋、古川諸教諭に引率せられて参加した。

聖旨傳達式——六月六日 關西大學に岡本侍從御差遣あり、垂水主事、笈西教諭は生徒代表と共に奉迎し、翌七日生徒一同に聖旨を傳へ訓告する所があつた。

奉送——六月七日 第一、二學年生徒一同及其他有志は笈西、道端、柳、室石、三島、萱野、西田の諸教諭に引率せられて 聖上陛下を新池田町附近にて奉送申上し上ぐ。

紀念綬——五月二十八日 清水谷高等女學校に於て、御親閱式参加紀念綬の傳達式あり。垂水主事、笈西兩教諭參列し紀念綬を受く。

修學旅行——左の通り修學旅行を行つた。
第五學年生は東京滞在中宿舎の二階墜落の慘事に遭遇せしも負傷者も比較的少く、且輕傷にて附添教員及同行生徒の機宜の處置により災害の少なかりしは不幸中の幸であつた。

- 一年 五月三十日 天王山長岡方面
- 二年 同 大津石山方面
- 三年 自五月二十九日 舞鶴橋立方方面
- 四年 自五月二十八日 富山金澤福井方面
- 五年 自五月二十五日 名古屋鎌倉東京日光方面

校友彙報

大阪市會議員當選の校友諸氏

六月一日行はれた大阪市會議員選舉に於ける當選者中本學校友は左記の諸氏である。ここに祝意を表すると共に、今後の目醒しき御活動を社會公共の爲切望する次第である。

東區選出

日野 谷 宇 一 氏 (大三法)

西區選出

秋 山 治 士 氏 (大六法)

港區選出

北 川 猪 四 馬 氏 (昭二專經)

北區選出

森 内 梅 吉 氏 (明三九法)

奧 田 忠 司 氏 (推)

此花區

瀧 川 堯 氏 (明四三法)

詩文會第一回懇親會

昭和四年度専門部文學科卒業生を以て組織する詩文會に於いては、去る五月二十六日第一回懇親會を開催した。當日午前九時上六大軌前に集合、同九時三十分發奈良に到る。四山重繞、萬翠滴たるこの地の風光に一行の怡び盡くるなく、或は猿澤池畔、水面に倒映せる興福寺の塔影に古都の幽玄を偲び、或は春日神苑、老杉鬱鬱たる間に鹿の子を逐ひ、或はその名もゆかしき若嫩山に新緑を賞し、かくて二月堂、三月堂を経て大佛殿に到り、晝飯を喫す。午後は盡きぬ語らひに公園を漫步し二時過ぎ奈良を發して途中菖蒲池に下車、澹

澹たる池のほとり、今を盛りの杜鵑花に更に暫しの快をとりて歸阪、晚餐を共にして暮靄漸く迫る頃解散す。尙當日の一行は和田傳三川内平三郎、吉田庄太郎、楠正圓、櫻卯三郎の五名であつた。

校友動靜

北原元茂氏(昭四大法) 今般東邦火災保險株式會社大阪支店に入社。

平 悟氏(大一一專經) 加島銀行堀江支店を退き鴻池銀行上町支店に入る。

根津菊治郎氏(天一五專商) 大阪朝日新聞社奈良支局より同社福井支局へ轉勤。

戸澤武氏(昭三專法) 株式會社大阪機械製作所より同社支店たる北越機械製作所會計係に轉任。

吉長正好氏(推) 辯護士。今般事務所狹隘のため西區京町堀上通四丁目四五に新築移轉、尙民衆の法律社も同時に同所へ移轉した。

村田五一氏(昭三專法) 見正氏並に木野正俊氏媒酌の許に婚約調ひ、五月八日華燭の典を挙げられた。

河面三一氏(大一二商) 横濱火災海上保險會社東京支店より同社京城支店に轉勤。

上田貞藏氏(明三七法) 臺南地方法院より新竹州に轉任。

前田榮一氏(推) 福德生命保險株式會社庶務課長に昇進。

中津政男氏(昭四大商) 大阪北川商店貿易課長に就任。

馬場嚴氏(昭四專商) 今般神戸市九十六番館ストロング商會輸出雜貨部に入る。

校友住所移動

鳥山與一郎氏(大一一專法) 大阪遞信局工務課より大阪中央電話局市内交換課主事に榮轉堀田不三雄氏(昭四專商) 日本海上檢定協會より同會名名古屋出張所へ轉勤。

村田 五一(昭三專法) 西成區松原通二丁目四九昭和園

八 田 薰(天一三經) 福岡市外箱崎町原田一四四四國崎猪十郎方

柏原 能心(天一三法) 府下三島郡吹田町片山前二三五二

伊 秀 天(昭三專經) 此花區北安治川通一丁目合資會社安治川鐵工所内

金谷 淺次(昭四專法) 府下南河内郡大伴村別井

吉見 幸雄(天一法) 東京府野方町江古田三六

永田 直治(昭四專商) 住吉區天王寺町四八一ノ二

松田 俊一(昭二專商) 廣島縣豐田郡東野村字矢弓

坂口 軍司(天一三法) 住吉區北田邊町三七六

高原 孝吉(天一五專法) 島根縣鏡川郡今市町出雲製織株式會社人事係

島海 正夫(天一五商) 東京市下谷區御徒町三丁目五六

山本 文治(昭三專法) 北區壹屋町一丁目三十四銀

吉岡 好晴(昭三專法) 行天満市場支店

藤村 藤治(昭三專法) 住吉區住ノ江町八二

佐藤芳太郎(天一三專商) 東京市外王子町上十條一二四〇

高田 瑞穂(天一五專法) 東京府板橋町下板橋大山一〇二二

黒柳 章(昭三大經) 高知市潮江高視二四〇五

五百田軍太郎(昭四專商) 三重縣阿山郡壬生野村大字川東一四九一
杉山 實雄(昭四專商) 西成區岸松通三丁目七金子榮三郎方
藤 田 肇(昭三專法) 豐能郡豐中町大字櫻塚一一一二
妹尾千代治(昭三專商) 此花區上福島北二丁目九五
糸賀孝治郎(昭三專法) 廣島縣重兵第五大隊第一中隊
河面 三一(天一二商) 京城府鐘路一丁目三六
喜多 末吉(昭二專法) 臺南州内務部地方課
笹田 英男(天一法) 北區錦屋町二〇
柴田 勇助(天一法) 天王寺區北日東町八七
三橋 國松(昭三六法) 北區善源寺町四丁目二九
江田 忠男(昭二專商) 東京市小石川區原町三一岡野宗平方
三浦 岩松(昭二九法) 愛知縣碧海郡新川町字沖見平
田邊 平馬(昭四專法) 大分市清忠寺町中村守方
藤村 藤治(昭三專法) 東京市外王子町上十條一二四〇
山本 文助(天一三法) 中河内郡枚岡南村字四條一三二二

校友逝去

昭和四年五月二十一日 大阪府豐能池田町野矢野
大阪區裁判所判事 佐 野 繁氏
大正七年法律學科卒業
昭和四年五月二十七日 大阪府住吉區南加賀屋町
櫻 井 収 次 郎氏
大正六年法律學科卒業
右訃音に接し謹んで弔意を表す

學生彙報

四條囃會報

四條囃會歡迎會開催——四條囃會にては四條囃中學よりの新入學生諸君を迎へて、去る五月四日午後六時より天神橋赤玉に於いて、新入學生歡迎會を開催した。來會者十五名、定刻先づ藤井氏より開會の挨拶あり。續いて樋口氏その他會員夫々感想を述ぶる所あり、後自己紹介等があつて宴に移り會員の快談に時の過るを知らず、午後九時に至り會の發展を祝し、盛會裡に散會した。

因に當日の出席者は次の通りであつた。
樋口健造、藤井 長、秋廣馬左一、奥川武郎、下孝之助、池木惣治、宮野正雄、中城彦太郎、田中太兵衛、安川 武、高田利文、畠山玄吾、徳永善一、段野光治、奥 良雄、

(奥川君報)

國際聯盟協會

本學學生支部報

國際聯盟關西聯合會研究會——去る五月十八日「軍備縮小に就いて」なる議題の下に、本學千里山學舍クラブハウスに於いて開かれた。當日のプログラムは左の通りである。

- 一、開會の辭 本學
- 一、研究發表 各校
- 一、討論 各校
- 一、閉會の辭 本學

當日の出席者は左の通りである。

關西學院——赤松君、阿江君、井本君
京都帝大——大庭君、發智君

同志社大學——飯君、三宅君、村上君
大阪外語——井阪君、幡君、曾我君
古屋女子英學塾——村井嬢、内海嬢、盛田嬢
和歌山高商——田村君、森下君、吉川君
秋武君、

同志社女學部——江崎嬢、丸三嬢、戸田嬢
神戸女學院——缺席
本學——支部長岩崎卯一教授、顧問大山彦一教授、中尾君、淺見君、酒井君、大江君、永田君、近藤君、西村君、山本君、久住君、山内君、中澤君、奈須君、幸田君、安井君、森田君、高原君、浦川君

軍備縮小に對する研究發表として不戰條約、安全保障を中心とするもの關學、同志社、京都帝大及び本學にして、ワシントン會議を中心とするものには和歌山高商あり、外語は軍備撤廢を論じて討論に花を咲かす、かくて晚餐會に移り、頗る盛會裡に閉會した。

新入部員歡迎會——五月二十三日午後三時より本學支部室に於いて開催、プログラム左の如し

- 一、開會の辭 淺見寛二君
- 一、歡迎の辭 中尾省三君
- 一、答辭 岡 直君
- 一、自己紹介及餘興 部員一同
- 一、閉會の辭 酒井幹郎君

尙當日の出席者は次の諸君である。(新入部員は)中尾、西村、高原(新)淺見、山内、池(新)

酒井、西川(新)大江、中澤、岡(新)片岡、中城(新)森田、京本、町田、赤神(新)近藤、村井(新)永田、池木(新)木村(新)山本、久住、幸田(新)安井(新)(順序不同)

(部員報)



國際聯盟協會學生支部新入部員記念攝影

拳闘部報

五月十八日及び二十日の兩日に亘り、大阪土佐堀青年會館に於いて開催された全關西學生拳闘聯盟主催、第二回全關西學生拳闘選手權大會に、本學拳闘部よりは左記六名の選手出場し、連戦奮闘の後、遂に橋本、南條二選手

は選手權を獲得し、來る本月下旬東京都に於いて全關東の覇者と雌雄を決することとなつた大會の戦績次の如し、

第一日豫選 シフリー 高橋往十郎氏
ジャツチ 竹内傳一氏
井 上氏

フライウエイト

○井筒(本學)——新谷(高醫)

第一ラウンド

井筒君をセイブして攻めず、新谷君の攻むるを待ち、これを撃退す

第二ラウンド

井筒君漸次その凄味を加へポイント多し

第三ラウンド

最後のラウンドなれば共にはげしく撃ち合ひしも、新谷君少しく疲勞の色を見せ遂に各回を通じてポイント多き井筒君餘力を残して勝つ。

パンタムウエイト 豫選

○薄(高醫)——岡本(本學)

第一ラウンド

薄君は昨年度の全日本の選手權保持者、新進の岡本君最初より猛烈に攻め、この回ポイントの差少し。

第二ラウンド

岡本君はその燃ゆる如きファイティングスピリットと頑強なる體軀もて猛烈に攻め薄君のパンチ威力なきが如く見ゆ。

第三ラウンド

岡本君は薄君のストレイトを受け鼻血を出したれど、ひるまず血戦を續く。されき出血多量のため遂にラウンド半ばにして棄權し薄君勝つ。

フエザウエイト 豫選

○三谷(本學)——宮崎(高醫)

第一ラウンド

握手をして起ち上るや三谷君宮崎君をコーナーを逐ひ込み、そのストレイトを宮崎君の口許に放ちたれば、宮崎君の齒折れ全く闘志を失ひ、僅々三十秒にしてテクニカルノツクアウトして勝つ。

フエザー豫選

○橋本(本學)——井上(工大)

第一ラウンド

橋本君井上君をリンクの中で追ひ廻し、そのストレイトもて井上君をリンク外にダウンせしめ再び井上君の起ち上るやこれをコーナーに追ひ込みそのライトフックに井上君再びダウンして一分三十秒にて橋本君ティニカルノツクアウトして勝つ。

第二日決勝戦

この日決勝に先立ちエキシビションマッチとして本學フレッシュユマン出場す。

レフリー 猪飼 永太郎

小島(本學) 引分け 徳永(本學)

中濱(本學) 引分け 山本(本學)

フライウエイト決勝

○松尾(高醫)——井筒(本學)

第一ラウンド

双方猛烈に戦ふ中、松尾君の左フックに井筒君ダウンし右フックによろめくも、井筒のフアイティングハートは猶井筒君をしてリング内に立たしめ井筒君の左ストレイトに松尾君もよろめき混戦中、松尾君の右フックきまつて井筒君ノツクアウトさる。

フエザーウエイト決勝

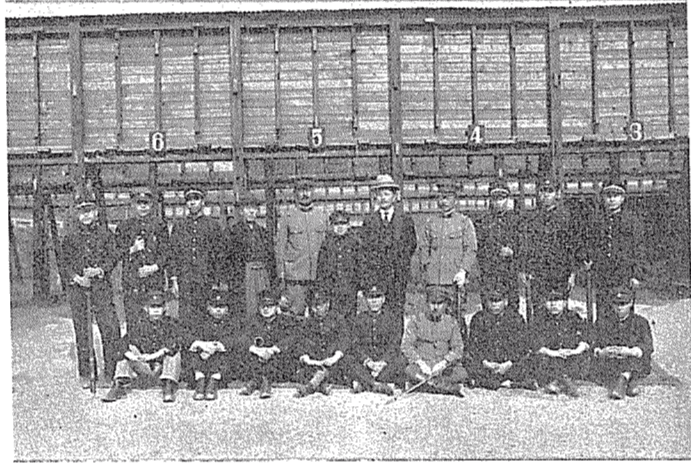
決勝戦に本學選手のみ残り結局三谷棄権して橋本勝つ。

○橋本(本學)——三谷(本學)

ライトウエイト決勝

○榎原(高醫)——初田(本學)

第一ラウンド



影撮念記會撃射博進氏本鈴故

補回戦

エキストラに入り前半初田君攻むるもパンチなく、後半に入り榎原君攻撃に優り僅少の得點の差にて初田君惜敗す。

ウエルターウエイト決勝

○南條(本學)——朝倉(高醫)

第一ラウンド

双方共に強きフアイティングスピリットにて攻め合ひ猛烈に戦ふも大きなブローにてポイントなし。

第二ラウンド

南條君のパンチ當り所よく朝倉君少し疲勞の色を示す。

第三ラウンド

双方よく頑張り攻め合ふも結局各回を通じて南條君勝利、朝倉君ポイントアウトされ南條君の勝に歸す。

(猪飼君報)

射撃部報

前主將鈴木眞君追悼射撃會——四月二十七日午後一時より城南射撃場にて舉行、部長藤澤教授、顧問高橋大佐、香坂中佐、武藤中尉を始め、故人の知己黒川氏も出席部員二十餘名の競點射撃を行ふ。成績左の如し。

一等 三九 香坂 中佐

二等 三八 淺川 文夫

三等 三八 八十原武之助

四等 三八 三品 朝一

五等 三七 加藤 勝之助

尙當日名譽的竝に記念寫眞を觀音崎に居住せられる鈴木氏の遺族に送附した。

射撃部臨時總會——五月四日午後一時よりクラブ・ハウスにて臨時總會及び新入部員歡迎會を開催し本年度事業の打合せを行ふた。

本年度役員竝に顧問は左の通りである。

部長 藤澤 章次郎

顧問 山岡 俊

高橋 大佐

香坂 中佐

武藤 中尉

加藤 勝之助(法三)

マネージャー

(學部)

副マネージャー 加藤 初男(商一)

キャプテン 三品 朝一(法一)

(豫科)

副マネージャー 薩 摩 榮三(豫三)

キャプテン 八十原 武之助(豫三)

會計 一ノ瀬 義次(豫三)

新入部員——竹歲辰造(豫三) 藪田正雄(豫二)

村井 浩、竹永重一、高橋要人、中西勇、西村五男、小城岩根、佐藤信義(以上豫二)

部員報

山岳部報

「北山川を下る」——三月三日ヒュッテ建設の用務を帯びて大和山岳會の岸田氏を訪ねた此の晩西島君も來り會す。四日一行は自動車にて柏木へ、更に川上自動車線の阪本事務の御好意で伯母谷まで伯母峯峠(九九一米)を極めんとする頃、漸く吹雪激しく寒氣、益加はりて辨當も既に氷結してゐる有様、行く行く峯にかかる溜の水晶と化した様を賞しつつ氷桂を踏み進む。高田和から約一里、天ヶ瀬橋より自動車にて夕刻河合に着す。五日は岸田氏

より紹介された北山川に下り、筏乗りのみの知る未踏の新コースの調査に着手す。六日小口より約三十分にして土場に至る。人家一軒西谷橋を渡らずに大又川の右岸の小徑を七色に下る。底知れぬ深淵急湍に磊々たる岩石は「からす口」「たさろ」「はちのす」「ちちがいわや」「めぐり岩」等を形成して七色の景は絶頂に達してゐる。これより稍平凡な小徑に沿ふて竹原を過ぎ相須に至る。所謂相須峽である。絶景はバノラマの如く絶えず展開してゐる。只茫然として仙境にあるの感を覺ゆ。六日都なれば梅花も過ぎて桃花の咲く春半ば、此處は大きなほたん雪降る。雪の溪谷美を賞せんと勇んで小口の宿を出た。途中雨に變じて身體はびしょ濡れになる。手足は冷えて全く感覚を失ふ。幾度か岩上滑りながら辛うじて大沼に着く。七日早朝出發約一時間にして神護(ジゴ)坂に至る。少し急峻である。一ノ瀧、神護、晋法オトリ、等の奇勝がある。附近を神音峽と呼んでゐる。峠に立つて遙るか下方筏乗の豆粒の様な板を見た時、思はず快哉を叫んだ。瀧瀧峽を過ぎ小松峽に至る。此處にて扁舟に乗る。上瀧下瀧なご河流の急カーブする處、奇巖怪石蜉集して正に天下第一の勝である。附近を總稱して奥瀧とも云つてゐる。小和田の瀧、黒瀧等を一舉に下りて瀧八丁の奥、田戸に着く。その間約一時間である。更にブロー船にて新宮へこの夜は水郷勝浦温泉に浴す。八日再び新宮に歸りこれより熊野川を渡り約七里五十分にて木ノ本に至る。廣々とした直線の國道を海邊に沿ふた松林のトンネルを自動車は快速力で進み鬼ヶ城の奇勝をさぐる。大巖窟、千疊敷

犬戻り、猿戻り、飛び越、潮吹き、太平洋上はるかに浮く魔見ヶ島等、田村麻呂の傳説を思ひ出すに充分である。その夜便船にて鳥羽へ向ふ。海上波荒し。九日歸阪。因に一行は藤田木村の兩名である。

旅行部 報

表日本旅行第一班——(大阪—伊勢—二見浦—鎌倉—横濱—東京—名古屋—大阪)——三月二十五日湊町驛を發し、伊勢山田に着、五十鈴川の清水に身を淨め、内宮、外宮に参拜これより二見浦、鳥羽を経て關東へ向ふ。翌二十六日江島、鎌倉、鶴ヶ岡八幡宮等を巡り同夜は東京に宿泊、二十七日宮城、明治神宮乃木神社、靖國神社、上野東照宮、淺草觀音芝増上寺、高輪泉岳寺等にこの日を送り翌朝上野驛に第二班と合す。

表日本旅行第二班——(大阪—東京經由—水戸—仙臺—鹽釜—松島—日光—長野)——三月二十七日午後六時大阪發、東京にて先着の第一班と合して上野より常磐線により二十八日正午水戸着、常磐公園等の名所を巡り、仙臺を経て同夜遅く鹽釜へ向ふ。翌朝鹽釜神社に参拜し、船にて島々の間を縫ひつつ松島ホテル前に到着、瑞巖寺に詣て松島の絶景を賞し仙臺にては仙臺城より正宗山瑞鳳寺に詣て、支倉六右衛門、政岡、林子平の墓を訪ねた。

これより日光線にて日光着、東照宮に参拜し中禪寺湖に至る。同夕日光より輕井澤を経て三十一日長野善光寺に参詣信越本線で直江津に赴き、北陸線經由歸阪す。このコースには裏日本旅行第一班(大阪—名古屋經由—直江津—親不知—金澤—敦賀—米原—大阪)のコースをも併せて行ふ。

表日本旅行第三班(大阪—岡山—宇野—高松—屋島—琴平—多度津—鞆浦—尾道—錦帯橋—嚴島—廣島—大阪)——豫定の出發日時を變更して四月一日午後零時大阪驛を發し翌早朝岡山に着—同地を見物し宇野港より聯絡船で對岸高松港に上陸、栗林公園を散策し屋島へ向ふ。翌二日夜琴平に着し、三日金刀平宮に参拜、これより多度津に赴き、鞆の美景を稱し尾道より乗車、錦帯橋、吉香神社、嚴島神社を経て廣島より歸阪。

裏日本旅行第二班——(大阪—福知山經由—舞鶴—宮津—天ノ橋立—大阪)——四月一日發舞鶴より天ノ橋立に着、次いで西國二十八番札所丹波國成相寺に詣て、歸途に就く。

裏日本旅行第三班——(大阪—出雲大社、松江—三保關—米子—玄武洞—城崎—大阪)——四月二日午前十時大阪發、同夜出雲大社に一泊翌朝大社に参拜し、松江に至り、更に一畑の名和神社に詣て、往にし古を偲ぶ。歸途松江から汽船で三保關に至り關の五本松をも見る。

近畿名所舊跡巡り第一班(京都とその附近)——四月五日午前八時大阪發、京都に東西本願寺、六角堂、銀閣、平安神宮、智恩院、清水寺、六波羅寺、三十三間堂の順序に巡拜す。

近畿名所舊跡巡り第二班(奈良とその附近)——四月一日大軌で法隆寺に向ひ、更に藥師寺唐招提寺、西大寺に詣て、奈良に至り興福寺南圓堂、春日神社、二月堂、三月堂、東大寺大佛に詣て、南都の春を心往くまで楽しむ。

近畿名所舊跡巡り第三班(近江八景巡り)——四月八日、うらかな春の一日を卜し、近江八

景巡りを行ふ。

嵐峽と其附近——五月五日、午前九時新京都淡路に集合、嵐山に向け出發す。先づ法輪寺大悲閣に詣て、更に清瀧の愛宕神社に参拜す箕面ピクニック——五月十二日阪急梅田に集合箕面ピクニックを行ふ。一行六名、箕面より勝尾寺に出で、歸途は新道を辿り、猿平雲隣臺、光の谷等を経て舊道に落合ひ、近郊にその比なき箕面ピクニックを終り、梅田にて解散。

竹生島巡り——五月二十六日午前十時濱大津を出帆竹生島巡りをなす。—部員報—

馬術部 報

我部は曩に馬場先生を名譽監督に仰ぎ、熱心なる先生の御指導と、眞摯なる部員一同の努力とにより、我馬術部の名は益揚げ、内容大いに充實し幾多の事業を敢行することが出来た。昨年十一月部員一同相會して嚴肅なる宣誓式を行ひ、部内の結束と今後の努力とを期してより以來、我部のなされる事業の大略を左に述べよう。

十一月二十日、馬術部宣誓式を、野田屋に行ふ。田邊先生より來年度新役員の任命、馬場先生よりは馬飼育上の訓話あり。

十一月二十三日、軍艦見學を行ふ。

昭和四年一月五日、官民合同新年遠乗會、總勢三百餘騎、城東練兵場に勢揃をなし午前九時出發、一路四條畷に向ふ。正午四條畷神社に参詣し、武運長久を祈り、當時の正行奪戰の跡を思ひ浮べて感慨之を久しうした。午後四時歸阪。

一月十三日、大阪愛馬會主催同馬場に於いて新年馬術會行はる。多數に見物人ありて盛

會であつた。勇壯なる卷乗競馬には一二三等を占め(小寺、田中、松本)次いで個人障碍には一等岡島、二等樋口入賞、競艇にては金田一等、更に團體對抗には二等(樋口、小寺)を得た。

一月二十六——二十七日、神戸往復遠乗第一日、午前六時鹿居を發し、折からの嚴寒を冒して路を服部、岡町にとり、伊丹を経て阪神國道に出て、夙川にて一憩、午後一時夙川を發し、坦々たる國道を西へ進む。これより天候次第に險惡となり、雲混りの雨が降り出した。かくて神戸市に入り、大朝大毎兩支局を訪問し、神戸商大馬術部諸氏の案内にて、湊川神社に參詣の後神戸乗馬俱樂部に到り第一日の行程終る同夜神戸乗馬クラブ會長の御好意により我々の爲めに歓迎宴を催された。

第二日、雨に脅かされた不安の一夜は明けた。天候は次第に回復して八時前には太陽の光さへ射し始めた。篤い感謝の念を懷いて馬背の人となる、八時同鹿會を發し、一途大阪に向ふ、午後五時半、途中何等の事故も起さず、豫定通り大成功裡に千里山に歸着した。二月二十二日、樋口、西、特別紳士障碍飛越競技豫選(習志野陸軍騎兵學校に於て)を受ける爲め東上す。

同 二十三日、小寺右の爲め東上
三月三日、鈴木參謀總長愛馬會へお出でになる、我が馬術部にては勇壯なる障碍卷乗競馬と團體馬場馬術を供覧す。
三月十四日、京都に於ける第五回全國乘馬大

會參加の爲、部馬五頭を乗馬輸送をなす。午前七時鹿居を發し午後三時騎兵第二十聯隊鹿舎に着す。之より十七日の大會日まで馬の手込飼養に日を送る。

三月十六日、市内宣傳騎乘に參加し、平安神宮に詣で、畏くも賀陽宮殿下より優渥なる御令旨を賜ふ。



(照參覽前)影撮念記會例回一第度年本會旬年

三月十七日、第五回全國乘馬大會當日八時半より舉行さる。絶好の春日和の事とて觀集幾萬を數ふ。我部員は幾多の學生選手に伍して技を爭ひ、よく實力を發揮し以つて左記の好成績を挙げた。
全國高等專門對抗競技 二等本科チーム
(樋口、小寺、大倉)

自馬團體馬場馬術 一等 豫科チーム(樋口、田中、松本、高久、大森)

リレー競技、一等 豫科 金田、高久、北障碍競馬、二等 本三、樋口健造

卷乗競馬、一等 豫三、金田誠三

三月二十五日、野田屋に於いて、織田、間島春元三氏の送別會を行ふ。

三月二十六日、朝來降りしける雨中を冒して市内宣傳騎乘をなす。

以上の如くにて馬術部昭和三年度の事業終り更に昭和四年にては新に新部員を入れ、心氣一轉、勇往邁進以て益多事なる馬術界に活躍せんとす。諸兄の御後援御鞭撻あらん事を願ふものである。

部員報

海外協會報

翠綠滴る夏の訪れと共に關西大學海外協會は大いなる希望と抱負とを以て千里山學園に生れ出た。今や全世界は經濟的不振のヴェールもて覆はれ、我國亦人口問題、食料問題その他幾多の諸問題に悩されつつあるの時、本協會の使命や重大なりと云はなければならぬ。本協會は河村、水谷兩教授の熱心なる御指導の下に漸く確實なる歩みを踏み出すべく先づこの夏期休暇には南洋方面實地見學の途に上らんとする。本協會の將來を期待せらるると同時に一層の御後援を希ふ次第である。

委員神木君授

漕艇部報

大阪學生漕艇聯盟主催第三回レガッタは風薫る五月五日櫻宮新コースに於いて舉行、本學豫科は大阪工業大學と雌雄を決し、艇差二艇

身を以て堂々敵を壓して再び優勝し榮あるカップを獲得した。この日絶好のレース日とで初夏の陽光河面に映え、河岸には各校の應援團體續押寄せ、彌が上にもレガッタ氣分を高潮した。なほ試合經過竝にクルーは左の通りである。

コンデイション 横風、流速一尺五寸 自淀川橋至鐵橋上流八百五十米逆航

第一回戰 商大豫科對本學豫科

午前十一時兩艇スタートにつく。スタートを切るや商大の艇足鈍く調子惡し。約百五十米あたりに至るや商大本學に接觸してオミットされ遂に本學獨漕す。接觸は舵手の失策であり且責任であるといふものの商大にとつては蓋し諦め難いレースであつただらう。

第二回戰(決戰) 工大對本學豫科

曩に工大は高を破りてクルー意氣猛く午後五時兩艇應援團の拍手に送られつ、必勝の意氣を肩間に湛へスタートにつく。號砲一發兩艇滑り出し良く、約百五十米あたりまで併行して進む。この時本學力漕十本にして功を奏し、半艇身を先んず。今や兩艇の艇足物凄く、ミイドウル前に到るや本學力漕又力漕、一本毎に敵をリードし、ミイドウルにかかると本學一艇身を抜き、漸次敵を壓してリードすること一艇身半、間もなく鐵橋に到るや本學の艇足惡し。この機に乗じて工大は本學を追隨せんとすれど効なく、ラストに至るや工大弱り、本學ラストへビー物凄く悠悠二艇身をリードしてウインニングに入る。タイム四分九秒も。尙當日應援に參加されし學生諸君に篤く感

謝の意を表する次第である。
次に過日同志社大學にて行はれたる學内レガ
ツタに於いて本學豫科は京都醫大豫科と對戰
し、五艇身の差にて本學豫科勝つ。

野球部報

直吉君報

關西三大學野球リーグ戰——京都帝大、同志社大
學竝に本學の三野球部によつて組織されたる
三大學野球聯盟リーグ戰は、次のスケジュ
ールの下に行はれ、本學四戰四勝し春季優勝校
となつた。

五月四日——京大對同大第一試合、五日——同
第二試合、十一日——本學對京大第一試合、
十一日——第二試合、十八日——同大對本學
第一試合、十九日——同第二試合
本學の成績左の如し。

對京都帝大第一次試合——藤井寺球場 審判 山根
(球) 沖(壘)

關西大學
田山井田井島木村寺田
豐蔭坂本櫻出三川小
二捕右投一中遊遊三左

京都帝大(先)
羽森脇村木谷田澤定
丹竹瀬木才關石左關友
遊中一投捕三右二二左

得點(關) 000100000=1
00100200A=3A

對京都帝大第二次試合——藤井寺球場 審判 沖

(球) 田中(壘)

京都帝大
羽森脇村木谷田宅定
丹竹瀬木才關佐石三友
遊中一右投捕三投右二左

數33 打6 振1 振9 球1 2 5 打1
19安 1犧 3三 5四死 3盜 1失 2壘

關西大學(先)
田山井西井田西村木寺田勢
豐蔭阪川櫻木小川三小能
二捕右一投中遊三左

對同志社大學第一次試合——藤井寺球場 審判 飯
(球) 名倉(壘)

同志社大學
川浦川島井 田島尾邊
北杉長谷小松沖太副松渡
二左三投右捕PH一右遊中

數30 打2 振0 振19 球0 1 2 0
6安 2犧 3三 2四死 5盜 1失 1壘

關西大學(先)
田山井田井西木寺
豐蔭坂本櫻小三小
二捕右投一中遊三

對同志社大學第二次試合——藤井寺球場 審判 飯
(球) 平井(壘)

同志社大學
山浦川島石井 尾邊
北杉長谷小副白松沖松渡
二左三投投右捕一遊中

數33 打8 振0 振8 球4 2 3 1
42安 16犧 4三 2三 3四死 2失 5壘

關西大學(先)
田山井井島勢田西橋寺
豐蔭坂櫻出能本香大小
二捕左一投中投右遊三

得點(關) 210002500-10
000200020=4

得點(關) 000010000=1
000000000=0

得點(關) 406303000=16
000000100=1

對國學院大學野球戰——六月八日神宮球場で舉
行、四A對零にて本學勝つ。

對東京俱樂部野球戰——六月九日神宮球場で舉
行、六A對五で本學の勝利に歸す。

對東京帝大野球戰——六月十三日四時五十五分
神宮球場で舉行、成績次の如し。

東京帝大
澤村田岡浦越島林井藤館田本
福田坂廣島木三小櫻邊古山野
二中三左一投右捕遊投一中

數33 打7 振0 振8 球3 3
33安 7犧 3三 7四死 0失 PH太田

關西大學(先)
田村山田井井田西寺田島
豐河蔭本坂櫻飛小小小出
二遊捕投右一中三左

柔道部報

大阪學生柔道聯盟第二回優勝大會——五月十九日
午前九時より天王寺武徳殿で開催、猛者揃ひ
の本學全勝して再び優勝した。出場校、醫大
豫科、齒專、外語、日大、商大豫科、高醫、
本學豫科、本學専門部の八校であつた。

優勝戰

關大豫科 10-0 日大

關大 10-0 日大

關大 10-0 日大

關大 10-0 日大

關大 10-0 日大

關大 10-0 日大

關大 10-0 日大

關大 10-0 日大

關大 10-0 日大

關大 10-0 日大

岡崎(橫四方固) 吉川

陸上競技部報

對法政大學陸上競技——大阪朝日新聞社後援第
六回法政大學對本學陸上競技は六月八日神宮
競技場で舉行、從來の成績は本學四勝、法政
一勝で、本學は主力選手大島君足を痛め出場
を見なかつたが、井本君なご大いに活躍し、
三十六點半對二十六點半で本學優勝した。

(關) 3 5 3 6 3 2 0 4 5 5.5 0
米幅百盤碍千百 槍 高 高
(法) 百走千圓低五四 走 棒 3
3 1 3 0 3 4 6 2 1 0.5 3
26.5 36.5

福島學舎和歌山縣人會發會式

福舎學舎和歌山縣人會では去る六月二日午後
六時より大阪市北區堂島濱通浪華ビルデー
ング食堂に於いて發會式を舉げた。當日の出席
者二十餘名、會長坂本憲三氏、辰己經世氏、
松本直彦氏、瀬戸健助氏も來會せられ頗る盛
會を極め、同會將來の事業に就いて互に意見
を交換し十時半過散會した。

同會では創立の目的に副ふため會誌を年三回
發行する豫定で會員諸氏の投稿を希望して
る。

中嶋齒科醫院

東京齒科 醫學士 中嶋 英

大阪市内區安堂寺町
一丁目二八

（第五頁より續く）

效果の目的を達すると云ふことがわかる。斯る要素變更の問題も亦如上の部分的問題である（参照Ruppert: über selbständige Konstruktionen von Werkzeugmaschinen Zschr. f. Werkzeugmaschinen u. Werkzeuge 6(1901-02) 295-298.)

強き羊毛を編むに用ふるミシンの一定型を絹に應用する問題の場合には其が爲にFadenleger, Maschenbildner, Abschlagvorrichtungの三つの變更が必要である。即ち此の問題は三つの部分的問題に分れる。

然しながら此のことは此の場合に一つの發明のみが關係して居ると云ふ事實には何等異なるところがない、即ち此の部分的問題が同時に獨立の意義即ち結合以上の意義を有した場合に於ても何等變る處がない。此のことは特許出願の單位の概念にとつて重要である。

同一の問題は數多の目的を持ち得る、何となれば同一の原因は數多の效果を有し得るから、但し此等の目的は全部上記の意味に於て從屬的であらねばならぬ。火箸を手紙さしに利用すると云ふ可能性は其の目的の多數を意味せぬ。

問題は常に技術的である。此點に發明と實用新案との區別が存する。實用新案には技術上の問題は存せぬ。

（十二）解決（Lösung）問題が解決せらるゝことも亦發明に屬する。解決なき單なる問題の提出は發明でなく（RG. v. B. 12. 1913.）解決の中に唯一の解決せられざる部分的問題が包含せられ居り之が解決の爲には猶一

の發明的考察を要する場合には未だ發明は存しない。只此種の解決が容易に凡ての専門家に單純なる試験により又はありきたりの方法により又は既存の設備の助けに依り可能なる場合は此限りでない（RG. v. 3. 12. 1904.）故に解決が其當時に於て未だ爲されず、效果を發揮する爲に十分なる要件を備へぬ場合は未だ發明は存せず（Kohler Hdb. S. 125.）

實施が可能でなければ發明は存在せぬ。單なる思想は發明に非ず、此の思想から現實に迄齎されて初めて之が解決すべき技術的問題を實際に於て解決したかきうかと云ふことが證據立てられるからである。又斯る努力にも拘らず實施不可能の存することあり又屢屢未だ解決せられざる部分的問題が残つて居て之が解決せらるゝ迄は未だ發明の存在せざるが如き場合もある。斯る完成せられざる技術上の思想が特許保護を受くるときは獨り技術の促進とならざるのみならず技術の阻止を招くことになる。

（Kändler, Der staatliche Erfindungsschutz im Lichte moderner Nationalökonomie, 1914 S. 22, 105 ff. 米法の所謂 reduction to practice, Micheli's prakt. Handbuch des anek. Patentrechts, Berlin 1919, S. 43. Walker, on Patents S. A. 1924, S. 80. 168）

發明は實施せられねばならぬ即ち問題は單に紙上に於て解決せらるゝことを要するのみならず現實の施行に於て解決せられねばならぬ。

發明の目的とする效果が之に適當なる手段に依り事實上到達せられると云ふことは一

方に於て必要であると同時に他方に於て十分である。此の效果が右の手段のみに依り到達せらるゝことは必要としない。故に a b 二要素の結合の發明的性質は b の要素を他の類似的の既知の裝置に依り置き換へても結合の效果を變更しないと云ふことの理由を以て之を否定するの要はない。

（一九二九・六・五）

（第五頁より續く）

設備を整へる。旅行に際しては、凡ゆる携行荷物と妻が運搬する。夫は屢々、獸肉食物を自分だけのものとしてしまふ。彼の狩獵は寧ろ一種のスポーツに過ぎない、一切の食物獲得は悉く妻に課せられた任務である。ニユー・サウス・ウエールズの土人に關してもほぼ同様のことが報せられて居る。西部ヴィクトリアに於ては、婦人は結婚後凡ゆる勞役を強制せられる——小屋の建築、薪木の蒐集、荷物の運搬、果實や草根の採集、食物の調理、小兒の養育等、等。平素男子がなすことと言へば、大小の獸類の狩獵と武器及び敷物の製作のみである。キング・ジョージ・サウンドに於ても、婦人は實に憫れなものである、彼女は凡ゆる仕事に従事する。ムーア河畔に於ては妻が夫を満足せしめるに足るだけの山薯を採つて來なかつたならば、酷く打擲せらる。中央オーストラリア土人の妻は全くその夫のため

の賤役奴隷である。ポート・ダーウィンの土人の間で一夫多妻制が行はれて居るのは、全く彼女らに凡ゆる勞役を強制することに依り、その夫が充分怠惰に過し得んがためである。等、等。

以上はBancroft, Letourneau, Schurtz, Ratzel等に依つて引用せられてゐるオーストラリア土人の妻女の暗鬱たる生活狀態の一般的描寫である。その多くの場面に於て、吾々は古代のギリシヤやローマに於て、奴隷が置かれて居つた狀態を髣髴するに足る多くの特質を發見する。かくの如き諸報道を通じて、これら未開民族の間に於ては妻女が奴隷であるといふ結論を導き出す論者のあるのは、全く無理からぬことであると一應首肯され得るのである。だが第一に注意しなければならぬのは、これらの報道の何れもは、未開人の間に於ける妻女の生活狀態の描寫に於て、努めてその暗黒面のみを撰んで居るといふことである。吾等は同様に信頼するに足るべき諸報道に於て正反對の結論を導くに充分なる、多くの明るき方面の諸特質をも見出すのである。吾々は更に以下この種の事項に關する若干の描寫を列舉するの煩を忍ばなければならぬ。

（未完）——一九二九・五・三〇

（第六頁より續く）

の内容は、唯一のそして他のいかなるものとも取り換へ得ない時間點を有するのであるがしかも一方理解は單に時間の中に於ける相對的な規定に對する指示を得るのみであつて時一般の中への内容の設入をば指示し得るのではないからである。内容を指示するとは單にある出來事が一般に實在すると云ふことを述べるだけであつて、この出來事が實在すると云ふことはまさに理解の力ではさうすることとも出來ないところのことがらなのである。

（未完）——

敏夫松村先生の思出

校友 三浦 岩松

私が關西に笈を負ふたのは明治二十六年から九年の間で先生を知つたのは二十八年から九年の頃であつた。先生は當時壯年氣鋭、法學士辯護士で錚々たるものであつた。學校では三年の憲法を講じて居られた。講義は辯論的で訟庭に於けると同じ調子であつて、理論は一貫しても講義の全體としては少し纏りの悪い恨があつた。

先生の憲法理論は主權萬能主義で則ち當時盛名あつた穂積八東博士一流の議論であつた。當時我が學界も歐洲特に獨逸の潮流を受けて國法學憲法論に主權萬能主義と制限主義との争が盛であつた。云ふ迄もなく萬能主義は東大の穂積八東博士に依て、一方制限主義は早稲田の有賀長雄博士に依て代表せられ、論戰は相當私共迄興味を引いた。

私は關西に學ぶ以前、普通學校時代動植物學の研究に副て進化論に興味を持ち遂にダーウ井ンの原種論を架上に祭る様になつた。其れから同系統のスペンサーの社會進化論を信仰した、是れには有賀博士の著書に負ふ處が多かつた。有賀博士は社會進化論、宗教進化論、族制進化論の著書があつたと思ふ。是等は當時私の思想に大なる影響を與えた事を記憶する。ダーウ井ン、スペンサーの進化論を尊信して居た私には我が太古史と神權傳受説に似た立脚の主權萬能主義には絶對無條件で心服する事が出来なかつた。況や以前から書物上でこそあれ深く信用して居る有賀博士の方が私には何となく穂積博士より親しみが有て

た。從て萬能主義より制限主義の方が理論に適する様に思はれた。夫れで私は松村先生に小さい弱き反抗を試みた。「欽定憲法であれ何憲法であれ主權者が自由の意志を以て國民に對し其統治權行使の形式を定明したるものが憲法である以上、其形式に違反したる主權者の行爲は違憲であると同時に無効であつて國民に遵守の義務はない、故に主權は間接に憲法に依て制限せらるゝものである」と云ふのが私の金城鐵壁の議論である。之に對して松村先生は其正面から（少し青筋を立て、）否々決して左様ではない、元來主權は完全萬能なる權力である制限せらるべきものではない、制限其物が主權に對しては意味をなさない、制限とは強者が弱者に對し其意思に關せず力を以て權利或は自由を拘束する事を意味する、然るに主權は前述の通り絶對無限のものであるから制限せらるべき筈のものでない若し假に憲法の條文に違反したる行爲ありと假定するもそれは法理上憲法の改正と見るべく決して違憲にあらず純理論より云へば我國には違憲の行爲は絶對にないと極端に喝破せられて私の小き弱き反抗の意氣は言下に消し飛ばさるゝのであつた。併し夫れでも私は心から萬能主義に服する事が出来なかつた。

明治二十九年七月十一日は私の卒業試験の最後の日であつたと記憶する。夕刻迄口頭試問が有つたが松村先生の憲法も亦試問の一つで有つた。併し其試問は根本的の問題ではなく豫算に關する憲法上形式の問題であつたので別に先生と争ふ必要がなかつた。私は在學中心竊に訴訟法民法等は三百代言的な法と輕視し只單に講義を聴き流し試験の時落第點を

取らぬ丈に注意して別に深い研究を試みなかつた。憲法公法には比較的興味を持つて居た。從て松村先生には時々質問し例の小弱の反抗を試みる事が多かつた。先生は毎時も例の調子で私の御面を打込まれた。私は之を受けて打ち返す事が出来なかつた。併し弱き御胸御甲手を打つてみたが勝味が少なかつた。右の様な譯で卒業の成績は甚だ劣等であつたが憲法は御情でか相當のマークが附せられた様に覺えて居る。最後に先生は私に高等文官試験を受けよと勧められ論文が出来たら一應目を通して點検してやらうとの厚意を受けた。私は其れに對して感謝の意を表して置たが實は内心で猶「なに馬鹿な御用學者に何の爲めに頭を下げるものか」と例の小弱反抗は頭を擡けて居た。今から思へば此反抗が私を劣敗の地位に導き一代坎珂に終らしめるに至つたのである。同時に先生の厚意を無にした譯であつた。歳月は流れて既に三十年先生は魂籍に入られた。實に感慨無量である。爾來私は韓退之ではないか道脩を加えないので退化してしまつた。併し多少の讀書も修養はした積りである。他年先生と閻魔の廳で今一度議論を闘はして見度と思ふ。

(本欄校友を編輯す)

- 山田 延藏(大 四 專 商) 門司市大里東大門町九丁目 角
- 秋山 雪太(昭 四 專 商) 京城府梨花洞一八五西山芳 一方
- 藤井 憲治(大 五 專 商) 神戸市西灘上野武庫前一七 六藤村養一方
- 信原 昭夫(昭 三 專 商) 東區横堀四丁目四三岡木工 務店內
- 武津 眞彦(昭 二 三 法) 和歌山市小人町一

- 大塚 諸人(昭 四 專 法) 神戸市永澤町二丁目一二五 友森方
- 西村六三郎(昭 二 專 法) 吳海兵團
- 森 藏 吉(大 二 法) 鹿兒島市西千石町五九
- 萩原 隆安(昭 二 專 選) 堺市出島町六〇三
- 佐藤芳太郎(大 一 三 選) 東京府板橋町下板橋大山一 〇二二
- 堀田三三雄(昭 四 專 商) 名古屋市中區千種町中道五
- 今 井 清(昭 三 專 法) 東京市外戸塚町下戸塚三二 三瀬澤方
- 鈴木庄太郎(昭 二 專 選) 東成區小橋南之町三丁目二
- 戸 澤 武(昭 三 專 法) 長岡市新町一丁目谷内田百 合子方
- 葛原 三三郎(昭 四 大 法) 港區九條南通二丁目一五七 土庫了觀方
- 徳田 豐次(昭 二 專 法) 南河内郡藤井寺町岡六三七 岡崎別邸方
- 西山 正雄(大 一 三 法) 南河内郡長野町字長野
- 久松 康治(昭 三 專 商) 北區善源寺町六丁目一二
- 楠 木 堅(昭 三 專 法) 東京府荏原郡矢口町連沼一 四四
- 藤田 眞一(昭 二 專 商) 神戸市西須磨墓ノ前六番屋 敷
- 原 口 孟(大 五 專 法) 名古屋市南區霞町七五
- 重岡 恒藏(昭 四 專 法) 天王寺區堂ヶ芝町一一一
- 山本 又信(昭 四 專 法) 港區東田中町五丁目五ノ二
- 佐野 武男(昭 三 專 選) 愛媛縣新居郡金子村
- 花 村 格(大 四 專 法) 此花區恩貴島南ノ町一七〇
- 倉持文太郎(昭 三 專 法) 北河内郡三郷村西橋波四二 同
- 山下 勝利(昭 四 專 選) 東成區鶴橋木野町一一五
- 三木 捨松(昭 四 專 選) 神戸市平野矢部町三一
- 久松 英夫(昭 二 大 法) 東成區片江町三三八
- 山本 盛雄(昭 二 專 法) 北河内郡九ヶ莊村字下神田
- 佐津間秋夫(大 一 三 選) 天王寺區筆ヶ崎町三一保阪 方
- 酒井 忠雄(大 四 專 法)

千里山回顧

霜村盛郷

1

忘れもせぬ大正十一年六月五日當時の文部大臣中橋徳五郎氏より、我が關西大學に大學令に準據する大學設立、所謂昇格の認可があつてから既に七年を経過し、本月五日はその満七周年記念日に該當するのである。

七年！一夢のやうに慌しく過ぎ去つた七年、振返へる心には一瞬の儚きにも及ばぬ短時日と映するけれども、又想を走せて、あれこれと果てしなく、追憶に耽る時こそ沁々と思ふのである。小止みなき建設の苦闘と、新たに芽生えた學園の育成とに多事多端なる、否難然應接に暇なき七年の年月ではあつた。

大正九年の秋十月、其頃専門部豫科在學中であつた筆者は、今印度ボンベイに在る一友と大學部新設の地と言はれてゐた千里山を訪れて半日を消遙した。千里山花壇と銘打つて今春秋とりさらに客を吸引してゐるあたりは、

一面の松林、半ば開墾された赫い山肌に、縮れて震へる柑橘類の苗、更に今の本學學生俱樂部ハウスの邊りは南面松林、他面倭竹の疎林、それに續いて灌木と茅の丘また丘、所々に野生の柿も色淋しく、茫乎とした原始的な荒野に、秋風一陣、徒らに蕭々たるすゝきの葉摺れ、鋭く鳴いて飛び去る百舌鳥などの野鳥二つ三つ、何處か建築豫定地やら見定めさへも付かなかつた。

それがさうか、大厦磨天とは少し大仰だが、さつしりと木造建には珍らしい威容に、學園の中樞とさぶく學部本館、その左に煤煙遙かに地平に低迷してゐる大阪を見下ろして學

園の心臓と誇る圖書館、卵色に初夏の陽に輝やく、巍然たる姿、更に豫科學舎、學生クラブ・ハウス、東の低地天然より成る大運動場は屹立する諸建築への無比の調和を示して殆んご隙間のないエリアを割居し、曲りなりにも外容殆んご備はつて來た。あの世へでも續くかと思はれた坦坦たる野中の一筋道、その名も恥かしい位の大學道、今は三三五五町家の建物に、大學街の出来ることは茲兩三年を俟たつと思はるるに至り、更に朝に夕べに絡驛として學生の歩を斷たぬ膨張振り、蒼海變じて桑田となるさころの騒ぎではない。一つ一つのシヨベルの力よ、苦力の汗の結晶よ赤銅の如き天授の體軀、更にその一つ一つの蠢めきの力よ、それ等を背景として彼のセウイングの言つたやうに「人間創造を使命とし文化の指導をモットウ」とせる大學の足跡の力強く且つ勇々しきステツツの幅員よ。僅か七年、然すがに今昔の感に堪え難きものがある。

2

凡そ環境が人に及ぼす影響の大いさは言ふ迄もないが、あの山また山、千里山とはよく言つたものだと思へられた丘陵を平けて、ここに校礎を据えた先人當局者の事情は財的に何時も困難を覚えてゐる一私學として一脈の同情をそそられるものであるが、今日になつて見れば先見の明に痛く推服を惜まないところである。日本國中、何處へ行つて見たとて、斯んな立派な位置に位する大學はない。誰も言ふことだからさうしておく。

唯校庭の櫻花が、風にひらひら舞ふ春の一日にでも校庭に立つて見給へ。餘りに美しい。餘りに悠然乎としてゐる。餘りにのんびりし

てゐる。心配なのはこれで「六經窓前に對つて讀む」心が起きるか怎うかだ。餘計な心配だと言つて叱られるかも知れない。

天氣朗晴な一日、大學の前庭に立つて眺望をとる。遙か東の方青螺の松林に隱現しつつ、恰もこの高原の外壁を爲すが如く連なるは生駒、飯盛の山の脊、暮色迫つて殘んの夕陽斜にこの山脊を射る時、豫科學舎前より親和阪に差かかる歸り路の足を止めずには措かない大觀を現出する。山腹以下は既に蒼翠に包まれて攝河の野は暮靄の海、山嶺は紫紅に映えまた須臾にして紫紺、一箭、また一箭、鮮かに夕陽を浴びて山肌も生動せむばかり、朝暉生駒を割る晨景は知らず、この校庭より生駒を見むは黄昏の一瞬前に限る。

その南西に大阪を望む。煙の海、雜閑の堆積風此方に向ふ時は認め難いが、若し彼方に流るるの時こそ、生ける大都會は遠望ながら眼下に展開され盡すのである。林立する煙筒、櫛比累疊する墓また壁、四邊山野默して語らざる吾より見れば、活動と鬬生の天晴れ大舞臺は何時も聲なき咆哮を續けてゐる。進んで雜閑に立ち經路を行ひ、或は飛びて小我の溝渠を超へて、都大路に立つて道を叱ばむ心に、勇躍する胸を鎮め難き男の子果して幾人かある。

更に校背北の方より西に流れて復一突瘤、楚影また青麓。生出、武田尾の山山より流れて有馬連甲、彼の突瘤は六甲の起點であらう。總じて山に余り腹背表裏がある。淡路刈屋の沖合、平常は餘り「のたりのたり」でもない茅渚の海より眺むる六甲のめだたきは言はずもがな、今大學本館樓上より皆を上ぐれば人にはあらぬ山も亦、裏に、裡に、背後に中々の趣こ

そ窺はれるのである。彼の明に比して此の暗、彼方の易に對してこなたの嶮、自らなる峻峭嵯峨たる姿何時も書に倦む學兒の心を慰め顔である。學園より呼ばる答へむ指呼の西に赤瓦白堊の新しき村、住宅地、然しそのエキゾチックな色彩は明るさに映えてゐるが、フレイムな弱弱しいものであることを免れない。赤肌の山また山の中腹に、風情なき鳩の巢に似たバラツクを造り上げて行く文明病のいたましき、何も知らず育ち行く子供こそ氣の毒なことである。

總じて千里山のサイトの悠大なる、何人も否定し得ないところであるが、悲しむべきは水の美に缺けてゐる點ではあるまいか。一條の溪流だに潺湲の音を送らば、吾國のバサデナダジリンにも比せらるる六甲、住吉の富邑にも劣るまい。一つの湖だに白帆を送迎すれば蓋し千里山の風色また一段の光彩を添へよう

未完

碧南詩鈔

僕今住在參州碧海郡新川。州人稱郡之南部曰碧南。碧南與劍南相似。劍南放翁之故地碧南倣之也。

黛州 三浦 岩 松

無隣

中年抱志志難伸、垂老結廬東海濱、多病風塵悲白髮、細腰楊柳憶青春、客仍爲客杜鵑恨、花也尋花胡蝶身、塞質蹉跎歸未得、荻蘆叢裏屋無隣、

閱新報知板野君友造航南京賦贈一別商參四十年、忽聞航海到南天、六朝遺跡空牽夢、須吊偉人孫逸仙

哭松村先生敏夫

文章報國薄安期、杏雨吹墮受教時、老客天涯今接計、謝恩擬賦一篇詩、安期生稿、今簡見

閱覽圖書分類別月計表

自昭和4年4月22日
至昭和4年5月20日

分類別	法文學部		經濟學部		大學豫科		專門部		計	
	和漢書	洋書	和漢書	洋書	和漢書	洋書	和漢書	洋書	和漢書	洋書
總計	103	87	235	2	425	2				
哲學	23	7	11	1	93	8			126	16
宗教	6		2		16	5			24	5
歷史地理	10		10	7	66	12			86	19
政治外交	7		10		7	1			24	1
法律	164	4	11	2	43	2			218	8
軍事					3				3	
統計	2		5						7	
經濟	16	2	30	10	53	10			99	22
貯蓄			5						5	
保險			5						5	
商業	2		12	1	5				19	1
運輸					1				1	
交通										
財政	1				1				1	
社會	15	2	36	4	49	2			100	8
教育	2				6				8	
學科	14	1	2		31	7			47	8
工業	2				2				4	
藝術	4		4	1	33	9			41	10
文學	11		5	6	61	27			77	33
文	108	12	59	2	462	18			629	32
計	489	23	289	39	1166	104			1944	171
合計	517		328		1270				2115	

砂川理事の授業參觀——五月六日 砂川理事は各學年の授業を熱心に參觀せられた。林龍太郎氏の講演——五月二十六日 第五學年生に對し林龍太郎氏の「人生の目的如何」といふ有益なる講演があつた。(未完)

附屬第二商業學校彙報

辭令

(五月三十一日附)

田川 七郎
桂 忠雄
木戸卯之助
松崎 義盛

關西大學第二商業學校講師囑託ヲ解ク(各通)
校內春季雄辯大會開催——五月二十八日午後六時より本校講堂に於いて開催、内多校長より優勝者に賞品を授與し一場の講演をされた。奉迎提灯行列——六月四日 天皇陛下大阪行幸に際し生徒二百名大阪市主催奉迎提灯行列に参加した。

入館及閱覽人員

自昭和4年4月22日
至昭和4年5月20日

開館日表	入館人員		閱覽人員	
	人員	一日平均入館人員	人員	一日平均閱覽人員
23				
法文學部	665	23.9	347	15.1
經濟學部	375	16.3	186	8.1
大學豫科	1795	78.0	848	36.7
專門部	—	—	—	—
計	2635	123.3	1381	60.0

天覽の生徒成績品——三年瀧井茂兵衛の書一點大阪府廳内に於ける 天覽生徒成績品陳列所に出品の光榮に浴した。

圖書館報告

昭和四年四月二十二日より同五月二十日に至る圖書館統計は次の通りである。

金融資本

(三)

——(金融資本による産業と銀行の統一)——

學部經濟學科第三學年 瀬戸 健助

第三節 金融資本の史的傾向

以上で吾々は金融資本の本質を理解することが出来た。然し乍ら次ぎには、金融資本の發展に伴つて齎されることの集中傾向を考察しなければならぬ。即ち金融資本の發展は、如何なる理由により又、如何なる方法によつて、産業企業の集中運動や、銀行の合同運動を促進するか、更らに又益々集中化して行く産業企業と、銀行は、金融資本を通じて究極に於て何う云ふ風に統合されて行くか、等々の問題である。私は前者を「金融資本による組織強制」なる題下に、後者を「金融資本による産業と銀行の統一」なる題下に考察することにする。それで簡單ではあるが金融資本に就いての全問題は終るのである。然し乍ら、私は最後に補論として、英國の銀行制度に就いて一言ふれて置くの必要を感じるのである。何故なれば、英國に於ける保守的退嬰的な銀行制度は叙上の論議に對して反駁する論者の殆んど總てが好んで採用するところの材料であるからである。

第一項 金融資本による組織強制

金融資本——産業資本家が銀行にその株券を與へることによつて融通され、生産資本に充用される資本の増加發展は、それに伴つて、カルテルや、トラストの資本主義的集中を促進する有力な一動力となる。だが、斯くして促進されるカルテルや、トラストは又銀行の集中運動の上に如何に反作用するか。「カルテルまたはトラストは最大の資本力を有する企業である。資本主義的諸企業の相互的依然關係にあつて、いづれの企業が他方の企業に隷屬するに至るかを決するものは就中資本力である。大ひに進んだカルテル化はもつと諸銀行をも互に結合せし

めかつ大ならしめて、カルテル又はトラストに隷屬することのない様に作用するものである。かくてカルテル化はそれ自體、諸銀行の結合を促進するが反對に諸銀行の結合はカルテル化を促す。例へば製鋼業の結合に多數の銀行が利害關係を有することれば、(此の利害關係とは投資を意味する)それ等の諸銀行はたゞ個々の産業資本家の意思に反しても結合をもたすべく共同に作用する。反對に、初めは産業資本家達によつてもたらされる利益協定「trust agreement」が、やがて從來は互に競争してゐた二個の銀行にも共通利益を生ぜしめ、まづ一定の領域で共同動作をこるに至らしめる場合もあり得る産業的企業聯合もまた、一銀行の産業部面擴大の上に同様な作用をする。すなはち今まではおそらく單に原料の領域においてのみ活動してゐた銀行が、企業聯合の結果この活動を加工産業の上にも擴張することを餘儀なくされるのである①

夫故に吾々がこゝで最も興味を以て考察すべき問題は

(一) 金融資本の増加發展が銀行をして、産業企業に對して行はしめる組織強制「trust agreement」であり、(二) 強制されて集中組織化したところの産業企業が金融資本を通じて逆作用し銀行自體の集中組織化を強制するに至る過程である。かくして、金融資本の發展は必然的に、産業企業の集中化を促進し乍ら、同時に銀行の集中をも促進するのである。私は先づ第一の問題から幾分か詳細に考究することにする。

若し銀行の興信業務にして單なる投機信用と商業信用の授與のみで盡きるものであれば、こゝに吾々が最大の興味を以て考察しようとするが如き事態は發生し得るものではない。然し乍ら、既に述べた様に資本主義經濟の發展と共に、必然的不可避的に銀行業務の重點が資本信用の授與に置かれる様になり随つて金融資本が擡頭すれば、斯の如き事態は發生せざるを得ない。銀行は産業資本家に資本を融通し

その株券を所有してゐる。けれども銀行はその株券の擬制資本価格が可及的に高いことを望むのは、自明のことである。何故なれば擬制資本の高さは直ちに創業利得の高さとなつて實現されるからである。けれども擬制資本の高さは、(屢々銀行家が自己の爲めにする人工的技術的な策動を無視するをすれば、)その株券を通じて與へられた資本を使用してゐる産業會社の利潤の多寡及び確實性如何によつて決定されるのである。然らば此の産業會社の利潤の多寡及び確實性は如何にして決定されるかと言へば、今こゝに問題としない諸要素を無視するならば、二つの方法によつて達せられる。即ち其の一つは、水平的

(一) 株式月末相場表

名 稱	一八九九年	一九〇〇年	一九〇一年	一九〇二年	一九〇三年
ゲルゼンキルヘン礦山會社	一三三	一四〇	一六〇	一三三	一三三
コンソリダチオン礦山會社	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
ノルドステルン礦山會社	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇

(二) 礦山株平均相場表

名 稱	一八九九年	一九〇〇年	一九〇一年	一九〇二年	一九〇三年
グライスビスマルク礦山組合	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇
エワルド礦山組合	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇
ケエニツヒハードウィツヒ礦山組合	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇

企業結合(主としてカルテル)を形成することであり他は垂直的企業結合(主としてコンビナチオン)を形成することである。

水平的企業結合は、同産業部面に於ける諸企業間の協定又は合同であるが故に、その最大の利益は競争の廢除である。此の結合が部分的結合である場合は全部結合の場合の如く完全に競争を廢除することは出来なくとも、少くとも競争を輕減し得るの効果を齎すのである。だが競争の廢除又は輕減は直ちにそれ等の結合企業間の利潤とその確實性の上に反映しなければならぬ。が又、利潤の増加、確實性は、

直ちに擬制資本の上に反映しなければならぬ。吾々は之れを獨逸石炭シンデカート Syndikalische Kohlenindustrie 成立後に於ける石炭株の擬制資本価格が如何に増加したかを見ることにする。(3)

評 次表は石炭シンデカート成立後に於ける石炭株の評額(擬制資本)の高騰状態を示せるものであるが、勿論、その騰貴理由には他に種々あることを忘れてはならない。然し乍ら、それが斯くも豫想外に急激な増加を示した最大の理由の一つはシンデカート形成による利潤の増加及びその確實化にあつたのである。

各 年 相 場

各 年	一八九九年	一九〇〇年	一九〇一年	一九〇二年	一九〇三年
ゲルゼンキルヘン	一三三	一四〇	一六〇	一三三	一三三
コンソリダチオン	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
ノルドステルン	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇

會社と他の産業會社—この會社も亦銀行から資本を得てゐる—この間の競争を可及的に廢除して以て、その利得を大ならしめようとすることは當然のことである。

「そもく技術的乃至經濟的に優越せる産業企業は競争戦の後に勝利者として市場を維持しその販路を擴張し、そして敵手の放逐後ながく特別利潤(競争戦の損失を償つて餘りあるところの)を獲得するのを見込みを持つてゐる。がもし銀行の考慮するところは、これと違つた性質のものである。すなはち、この企業の勝利は銀行のやはり關係してゐた他の諸企

業の敗北にほかならぬ。他の諸企業は多くの信用を受けてゐたのに、その貸出された資本が今や危險に瀕する。のみならず競争戦それ自身があらゆる企業にとつての損失時期である。で銀行はその信用を制限して、利得ある金融業務を斷念しなければならぬ。一企業の勝利は、銀行に對し如上の損失を決して填補するものではない。のみならず斯やうな強大な企業は銀行の敵であつて、銀行はこれから大した利益を得ることは出来ないのである。だから互に競争する諸事業が一たび銀行のお得意となるや否や銀行は彼等の競争からはたゞ不利益のみを期待しなければならぬ。それゆゑ自分の關係してゐる諸事業間の競争を除去しやうこの銀行の努力は絶對的のものである。然るに又各銀行はできるだけ高い利潤を利益とする。この利潤は、その他の事情にして等しければやはり一産業部門内に於ける競争の安全に除去された場合に頂點に達するであらう。(私は此の理由を以上説明した。こゝに於て銀行は獨占の樹立に努力する。かくて競争を除去しやうとする點において銀行資本の傾向と産業資本のそれとが一致する。のみならず銀行資本は益々強大となつて個々の企業—すなはちその特に有利な設備を利用して競争戦をおそらしくは尙ほ望むであらうやうな個々の企業—の意思に反してさへも、この目的を遂行するのである。だから銀行資本の協同がなければ自由競争がなほ續いたかも知れないやうな經濟發展の一階級において早くも競争の除去されたについては産業資本はこれを銀行資本の支持に負ふものである」(4)

然し乍ら、銀行がその發展増加する金融資本を通じて産業企業に對して行ふ組織強制は、單に競争を除去するためのカルテルに止まるのではない。銀行は、更に進んで、その權力(經濟的權力—貸手としての權力)を利用して、相互に生産部門を異にする二企業間に企業聯合をも形成せしめようとするのである。企業聯合はカルテルとは異なり寧ろ競争を誘發する場合のあるものであるが、それが齎す利

益は主として技術的方面にある。例へば製鐵業と製鋼業との聯合乃至は合同は、結合者に大なる技術的優越を與へる。従つて又それは大いに生産原價を低めて、利潤限界(生産原價と市場價格との差)を大ならしめる。だからして銀行は、此第二種の企業が銀行のお得意となるや否や銀行は、企業聯合を強制するに至るのである。

かくて「産業企業の水平、垂直兩面に亘る一切の結合は、通常銀行を諸企業に結びつける共同利益によつて準備される。例へば一炭坑に多くの利害關係を有する一銀行は、その勢力を利用して或る製鐵工場をこの炭坑のお得意たらしめるであらう。ここに企業聯合の萌芽がある。また別別の市場で互に激烈な競争をなすつたある同種族の二企業に利害關係を有する銀行は兩者を妥協せしめやうと試みるであらう。ここに同種の利益協定または企業合同が始まるのである。.....」

銀行が如上の過程を媒介することは、銀行にとつては第一にその信用貸せる資本のより大なる保證を意味するのみならず、第二に利得なる取引、すなはち株の賣買、株の新發行などの機會を意味するものである、けだし此等企業間の結合は、これらの企業にとつての利潤の昂騰を意味し、そしてこの昂騰せる利潤の一部分は資本化されることによつて銀行の占有に歸するからである。かく銀行はたゞに信用機關としてのみでなく、なかつく金融機關として、結合過程に利害關係を有するのである」(4)

だからして、マイデルスは、此の點に關し、「大銀行の産業政策は信用機關としての政策から、企業の集中を促進する政策へ轉化した」と言つてゐる。(5) 評 こゝで私は、金融資本に關しこの好參考書として、二三のものを擧げて置くことにする。
1. Otto Juchacz: Das Verhältnis der deutschen Grossbanken zur Industrie, 1905.
2. Dr. Riesser: Die deutschen Grossbanken und ihre Konzentration in Zusammenhang mit der Ent-

wicklung der Gesamtwirtschaft in Deutschland.

1912: English translation

3. Teil: Die Beziehungen der Banken zur Industrie. 1921.

前二者は、盛んに統計を用いた参考資料であつて、ヒルファディングの理論的なものを、完全に理解するが爲めには不可欠のものである。が、ヤイデルズの著は絶版かも知れない。リーサーの著は英譯がある。ワイヒスの著は未着で内容が解らない。

さて以上に於て銀行、が産業に對して行ふ組織強制を見たが、産業企業に於ける集中化は銀行集中の方面に如何に反作用するか。産業企業の集中は、銀行に對する資本需要の量を巨額ならしめる。けれども此の巨額な資本需要に應じ得る銀行は、ヤハリ大きな銀行資本を有するものでなければならぬ。夫故に産業側に於ける集中は同時に、銀行自體の組織の變化、即ち預金の擴大、販賣組織網の作成、大銀行間の協定――主として引受シンジケート――及び銀行の合同等々となつて現はれざるを得ない。が此の點に就いては此れ以上を論ずる必要はない。只私は次ぎに二三の事實を掲げて實證して置くに止める。

(一)「一八六九年、ミシン機械製造工場を有する株式合資會社(一八九三年より株式會社となる)として、その出發をなしたLudwig Löwe & Co.が一八九一年、一千五百萬マルクの資本金をもつて、電氣會社たるDie Union Elektrizität Gesellschaft (U. E. G.)を設立した時には兵器、諸機關、蒸氣氣罐、火藥、彈藥等の數多の製造工場を有する巨大なる機械製造會社となつてゐた。……………」

が、U. E. G.の設立に際して、Löwe Gruppe へ稱へられる銀行シンジケートが成立した。

此の如きシンジケートはレーウエ會社が電氣事業をも行ふやうになつた爲に生じた巨額な資本の要求に應ずる爲めに。大銀行たる Diskontogesellschaft, Dresdener Bank, Schaaffhausener Bankverein (189

8. Darmstädter Bank等からなつたもので、單に發行業務を行ふ目的で一時的に作られたものではなく、

レーウエ會社の發展に必要な、あらゆる金融上の業務を行ふ目的を以て結合されたものであり、從つて金融的連鎖を通じて同シンジケートとレーウエ會社の關係は極めて密接になつたのである。……………」

此の如きレーウエ・シンジケートとレーウエ會社との關係に於いて吾々は近代工業業務の次ぎの如き特徴的な現象を見ることが出来る。(一)上述の四大銀行は如何に指導的地位を有してゐた。彼等の間に於ける競争は時により或る一銀行に、ヨリ優越な地位を與へた。然し彼等は原則としては、レーウエの企業に一の統一した銀行として對立した。(二)此のシンジケートはレーウエ企業團のすべての金融上の業務を行つてゐた。即小額の取引を初めとし、當座勘定取引に依る流動資本、固定資本の供給から、設立、發行に至るまでのあらゆる工業的銀行業務を行つてゐた。

彼等のレーウエ企業團に對する活動は、近代的工業的銀行業務の典型をなすものである。……………」

又「一九〇五年、ゲルゼンキルヘン會社、アーヘナ・ヒュッテンアクティエンズフェラインス・ロー・エルデ及びティツセン家に屬するシアルカー・グー・ベン・ウント・ヒュッテンフェラインが利益協定を結んで時、此等の會社の結合は、その各々の金融的背景をなして居た大銀行の協定をも促したのであつた。」⑦

斯の如き實例は尙ほ外に獨逸に於て、將又其他の國々に於ても無數に存立する。以上に引用した二つの實例は銀行が利益協定を結んだ例に過ぎないが、斯の如き有名な方面以外に於て、中小銀行が大規模化する産業、カルテル化する産業に對抗するが爲めに合同してしまつた例、又は他の大銀行に買収されなければならなかつた事實は無數に存在するのである。だが、會社の調査でない限り、左様な事實を羅列する必要はない。

資本主義的發展に伴ふ金融資本の増加發展は、銀行をして産業の組織強制者たらしめると同時に、

産業企業の側に於けるカルテル化、トラスト化は、逆に銀行の組織強制者となるのである。夫故に、産業企業側に於ける資本主義的集中は、それに固有の諸原因と銀行の組織強制とによつて無限に發展すると同時に、銀行側に於ける資本主義的集中も亦それに固有の諸原因と、産業のカルテル化やトラスト化から来る組織強制とによつて無限に發展するのである。然し乍ら此の場合、交互に組織を強制し、合ふところの作用を媒介するものは、銀行家が處理し、産業家が使用する金融資本である。だからして、金融資本の發展の遅れてゐるところでは、當然に、カルテル化やトラスト化の産業企業の結合集中が遅れ終つて、又銀行側に於ける組織化が遅れてゐるのである。吾々は之を現在の英國に於て見ることが出来る。

註 Hilferdingは「イギリスに於ける銀行制度の發展は獨逸と異なつて銀行をして、産業の上に影響することを遙かにヨリ少なからしめたが、これがイギリスにおけるカルテル化を困難ならしめ、またそれが成立した場合にもこのイギリスのカルテルをして大抵たゞルーズな價格協定――それは好況時には法外に高い價格を實現するが、沈滞期には破棄されてしまふもの――たらしめた一因なること疑ひなし」と言つてゐる。⑧ (未完)

千里山學報維持費受領報告

(到着順)

金貳圓也 大九法 別本靜哉氏
金貳圓也 大四法 上野義明氏
金貳圓也 大五法 角田正鍾氏
金貳圓也 大十四專法 古市賢太郎氏
金貳圓也 明四〇法 小林儀三郎氏
金貳圓也 明四四商 野々村 弘氏
金貳圓也 大七法 毛利兼保氏

金五圓也 昭二大經 川西千次郎氏

金貳圓也 大六法 藤田小介氏

金貳圓也 推 板橋菊松氏

金四圓也 明三三法 竹内靜衛氏

金貳圓也 明四四商 小倉清助氏

金貳圓六拾六錢也 大十五專商 中島義一氏

金貳圓也 昭二專法 川畑半三郎氏

金貳圓也 大六法 三瀬光義氏

金貳圓也 大十四專法 岩窪一雄氏

金貳圓也 大十三法 楠山秀太郎氏

金貳圓也 昭四專文 榎 卯三郎氏

金貳圓也 大九法 大岐 榮氏

金貳圓也 大一〇法 淺香新太郎氏

金貳圓也 昭二專文 長谷 一成氏

金貳圓也 昭二大法 江里口正行氏

金貳圓也 昭四專商 南出滋雄氏

金貳圓也 昭三專商 木下虎一氏

金貳圓也 推 前田榮一氏

金貳圓也 昭三專法 山本文治氏

金五圓也 明三六法 三橋國松氏

金貳圓也 明四一法 須々木庄平氏

金四圓也 明四二經 玉井磨輔氏

金貳圓也 昭三專商 松本 清氏

金貳圓也 明三三法 門前元吉郎氏

金貳圓也 昭二專文 奥野周一氏

金五圓也 明三七法 藤高豐作氏

金貳圓也 昭二專商 江田忠男氏

金貳圓也 明二九法 三浦岩松氏

金貳圓也 明四二法 藤井正之氏

金貳圓也 向井威夫氏

(以下次號)

寄贈圖書

寄贈者	著者	書名
高岡高等商業學校	研究論集	創刊號
板橋菊松氏	竹田省外	社債法十講
同	信託研究	第一集—第三集
同	信託及証券	第四集—第十集
同	信託と証券	第一券策一號第二號
田代秀德氏	同	生活と哲學的思索
京都市役所	京都市編	京都名勝誌
大連商工會議所	昭和三年大連經濟年史	中部日本の產物を尋ねて
名古屋鐵道局	金融研究會	郵便貯金の運用
平尾贊平商店	早稲田大學法學部	早稲田大學法學部第九卷
野間五造氏	同	立法一元論批評集
朝鮮總督府	Annual Report on	Administration of Chosen
佐後淳一郎氏	同	著 御大禮記念
北村正信氏	龍谷大學圖書部	滋賀縣歌人歌集
龍谷大學圖書部	龍谷大學和漢書分類	目錄(佛教之部)
殿馬勝捷氏	本莊榮次郎著	日本社會經濟史
西堀正男氏	宮武茂平編	普選第一次敗將の語らひ
中文館	宇野哲人著	支那哲學概論
仁保龜松氏	仁保博士、織田博士選	慶祝賀論文集
高窪喜八郎氏	法律年鑑第四卷	法律年鑑第四卷
辰巳經世氏	同氏譯著	イングラム奴隸制度史
住岡時三郎氏	同氏著	改正民事訴訟法論

東京商工會議所
司法省民事局
邦文圖書分類目錄
民事訴訟法改正調査
委員會速記錄(正・續)

朝鮮總督府
大阪市役所社會部
同
大阪市社會事業概要
大阪市勞働年報
第十一回國際勞働總
會報告書
外務省通商局
阿ビシニア事情、マ
タガスカル島事情、
葡領東阿佛利加事情
英領東阿佛利加事情
朝鮮の市場經濟

千里山俳壇 朝冷選

同 朝鮮總督府
豫三金子 斌
箱の底にこぼれし種や春寒し
牧童に折らるる早き椿哉
下駄の泥その儘乾く春日哉
春曉に一つ家燈る柳哉
雲障子明け放ちけり春の宵
木を植えて庭よくならし彼岸哉
開け残す春曙の雨戸かな
大阪本出 台水
投入けれの梅咲く雨のぬくさ哉
黄昏の人に梅の香動きけり
友淵 廣川 浮光
春曉やうつゝ心に物足らぬ
春曉の小雨降りして明けにけり
春曉の霽晴るる山紫に
春愁に和まぬ旅の心かな
春愁の臉を熱くしたりけり
名古屋 宮川 汀聲

おほろ夜をすり違ひたる女かな
早春の茶室咳聞ふけり
追 加 朝 冷

春泥を上げし暖簾に夕日哉
柳く村情人を樂します
雲かぶる月を蛙は嘲りぬ

□當季雜詠募集(一人十句)
□封皮には必ず「千里山俳句」と朱記の事
□送稿先
大阪市西淀川區大仁東二丁目
有田 朝 冷 宛

秋別の心に清き山の肌
又逢はむ千里の野分千切れ雲
不 冥

もてんならな子帽

福新らし屋帽子店を
御記憶をして下さい
而して
帽子の御用命を願ひます

本校御指定 新らし屋帽子店へ

大阪市此花區上福島淨正橋通り市電
中二丁目停留所二丁半北入(席隣り)
電話土佐堀五七〇五番

大正十一年六月十五日創刊
昭和四年六月十三日印刷
昭和四年六月十五日發行

大阪市此花區上福島北二丁目
關西大學學報局
編輯兼發行人 霜村盛郷
印刷者 谷口默次
印刷所 谷口印刷所
發行所 關西大學學報局
大阪市此花區上福島北二丁目
電話土佐堀五七〇五番

福島學舎 關西大學
電話土佐堀五七〇五番
千里山學舎 關西大學
電話吹田一三三

ビタミンBの含量豊富
價格最も低廉なり

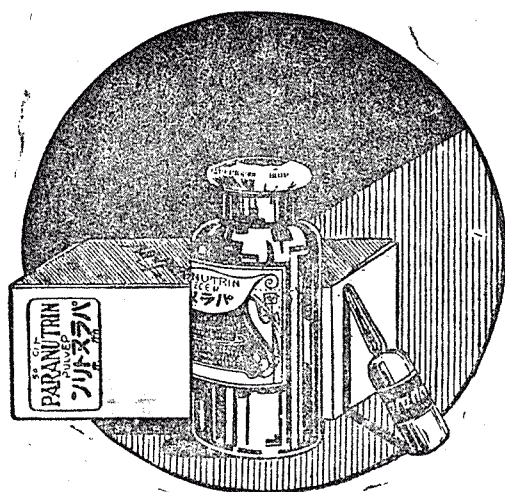
パラヌトリンは弊社に於て獨特の方法を以て製したるウイタミンB劑にして發賣以來大なる好評をもつて迎へられ殊に最近内容の改善を加へ益々聲價を發揮するに至れり。

試供品實驗報告贈呈す

ハ
フ
ク
ト
リ

[illegible]

發賣元 株式會社 塩野義商店
大 阪 市 東 區 道 修 町
東 京 市 日 本 橋 區 岩 附 町



『經濟と社會』（第五號） 六月末發行

内容 ロンドンの古本屋漁り（小川市太郎）及書目。
御希望の方は實費拾錢同封御申越被下度し。



Thomson
Edin'g

in the Charing Cross Road.

大阪市北區櫻橋交叉点東

うきよ堂書房